

インドネシア 税務ポケットブック 2015年



おことわり

この税務ポケットブックでの情報は、2015年 1 月11 日現在のインドネシア税法と実務に基づき記載しています。本書は、一般的なインドネシア税務ガイドブックです。日本語版はジャパンデスクが作成しましたが、原文は英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください。

また作成に当たっては、細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さについて完全に保証するものではなく、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません。

実務において、個々の問題が発生した場合には、法律・規則を参照し、適切な税務・その他専門家のアドバイスを入手する必要があります。

この税務ポケットブックでの情報は、PWCの職員と選ばれた顧客の使用のために作成されています。この情報の作成に当たっては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さについて完全に保証するものではなく、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません。

実務において、個々の問題が発生した場合には、法律・規則を参照し、適切な税務・その他専門家のアドバイスを入手する必要があります。

目 次

法 人 税

税率、居住法人、納税方法	1
事業利益、減価償却と償却、資産移転、固定資産の再評価	2 - 4
損金不算入の支出、欠損金、利益の分配	5
みなし利益、特定の事業活動	6
移転価格税制	7

個 人 所 得 税

通常税率、優遇税率、所得控除	8
税務上の居住者、税務登録と確定申告、納税方法	9
現物支給（Benefits-in-Kind: BIK）、社会保障制度、みなし給与	10-11

源 泉 徴 収 税

所得税法第 21 条、22 条、4 条 2 項、23 条と 26 条	12-15
--	-------

国際税務協定

二重課税防止協定、タイムテスト、税務情報交換協定、税務に関する相互行政支援	16-20
---	-------

付 加 価 値 税

概要、税率と課税基礎額、申告、インプット・アウトプットの仕組み、相殺	21-23
付加価値税の還付、付加価値税の免除優遇措置	24-25

高 級 品 売 上 税

自動車以外の課税物品、自動車	26-27
----------------------	-------

関 税 と 物 品 税

輸入関税、輸出税、物品税	28-29
--------------------	-------

税 務 優 遇 措 置

所得税優遇、タックスホリデー、投資インセンティブ、支店利益の再投資、総合経済発展地区、保税地区、保税倉庫、マスターリスト、KITE 他	30-34
---	-------

土 地 ・ 建 物（不 動 産）税

土地・建物税、譲渡税、権利取得税	35-36
------------------------	-------

印 紙 税

.....	37
-------	----

納 税 と 納 税 申 告

月次申告義務と年次申告義務、延長 他	38-39
--------------------------	-------

会 計 帳 簿

.....	40
-------	----

税 務 調 査 と 税 務 査 定 書

.....	41-44
-------	-------

差 押 令 状 と 税 金 追 徴

.....	45
-------	----

税 務 論 争 と そ の 解 決

異議申立と控訴、税務論争解決のためのその他の方法	46
--------------------------------	----

最高裁判所への司法審査申請	47
---------------------	----

連 絡 先

.....	48-49
-------	-------

法 人 税

税率

インドネシア居住法人に対する税率：原則 25%の一律課税が適用される。

上場会社で最低 40%の株式を公開し、且つその他の条件を満たす場合は、標準税率から 5%低い税率が付与され、これが適用される場合の実効税率は、20%となる（31 ページを参照）。小規模企業、即ち、年間売上が 500 億ルピア以下の法人納税者は、48 億ルピアまでの総売上の中の課税所得に対して、比例的に標準税率の 50%の割引が与えられる。総売上高が 48 億ルピア以下の特定の企業には売上の 1 %の最終課税（源泉分離課税）が適用される。

居住法人

インドネシアで設立されたか、住所（管理の場所）をもつ法人は、税務上の居住者として扱われる。インドネシアで恒久的施設（PE、Permanent Establishment）を通じて事業活動をしている外国法人は、一般に居住納税者として同様の納税義務を負う。

納税方法

税務上の居住者と外国法人の PE は、自己申告による直接納税、または第三者による源泉徴収税納付、もしくはその両方の組み合わせにて、法人税を納付しなければならない。インドネシアに PE を持っていない外国法人は、インドネシアを源泉とした所得に関して、当該所得を支払うインドネシア側が所得から源泉する方法をとって税金債務を払う義務がある。

税務上の居住者とインドネシア PE は、最初に、当期の法人税債務の前払として月次分割納税（第 25 条所得税）を行わなければならない。月次分割納税の金額は、通常、直近の法人税申告書に基づいて計算される。但し、新設法人、ファイナンス・リース会社、銀行と国営・公営公社、上場会社と定期報告が要求されるその他の納税者には特別計算による月次分割納税額が適用される。

特定の収益に関して第三者によって源泉徴収された税金（第 23 条所得税）または、特定の取引の前に支払われる法人税（例えば、輸入に係わる第 22 条所得税）も、収益を享受する側もしくは輸入者の当期の法人税債務の前払となる。（第 23 条所得税が掛される収益項目は、14 ページを参照、また第 22 条所得税が掛かる取引は、12 ページを参照）

課税年度中に前払した税金（第 22 条、第 23 条と第 25 条所得税）と海外で支払った税金（第 24 条所得税）の合計額が、その法人税債務総額よりも少ない場合、会社は法人税申告の提出前にその差額を支払わなければならない。この支払が第 29 条所得税となる。

税務上の居住者とインドネシア PE によって得られた特定の収益の中には、最終分離課税（ファイナル・タックス）の対象となるものもある。例えば、第三者によって源泉徴収された税金（第 4 条 2 項所得税）は、その特定の収益に対して所得税の最終支払いとなる（第 4 条 2 項により最終源泉分離課税の対象となる収益項目は 13 ページを参照）。

法 人 税

インドネシアに PE を持たない外国法人にとって、インドネシア側の主体が当該外国法人に支払う時にそのインドネシア源泉の所得から源泉徴収される税金(第 26 条所得税)は、その当該外国法人の法人税支払債務の最終納税となる。(第 26 条所得税の課税される収益項目は 15 ページを参照)

事業利益

税務上の事業利益は、一般に認められた会計原則を基に、一定の税務上の調整を加えて計算される。課税対象となる事業利益の金額の算出に当たっては、原則として、その事業利益を稼得し、回収し、維持するためにかかるすべての支出を損金算入することができる。また、支出が会計上の費用として計上された年度と、税務上でこれらの費用を損金算入できる年度が異なる(一時的差異、Timing difference という)ことがある。

有形固定資産の減価償却

耐用年数が 1 年を超える有形資産の取得費用は、以下の分類に従い、未償却残高法(定率法)あるいは定額法のいずれかを選択し継続適用して、取得月から減価償却する。

1. 第 1 分類 - 耐用年数が 4 年以下 50% 定率法、または 25% 定額法

例：コンピュータ、プリンター、スキャナー、木製・ラタン製家具および設備、オフィス機器、モーターバイク、特定産業／サービス業用の特殊工具器具、キッチン器具、農・林・漁業の手工具、飲食業で使用する軽機器、公共輸送に使用される自動車、セミコンダクター業の設備、深海錨器具レンタルや移動体通信サービスのための基地局管理局の工具とアクセサリー

2. 第 2 分類 - 耐用年数が 4 年超 8 年以下 25% 定率法、または 12.5% 定額法

例：金属製家具・器具、エアコン、自動車、バス、トラック、スピードボート、コンテナ等、農・林・漁・飲食・軽機械工業で使用する機械、製材機器、建設機械、輸送用重車両・倉庫・通信・テレコム設備、セミコンダクター業の設備、深海錨器具レンタルの工具、移動体通信サービスのための基地局管理局の工具

3. 第 3 分類 - 耐用年数が 8 年超 16 年以下 12.5% 定率法、または 6.25% 定額法

例：石油・天然ガス以外の採掘用機械、繊維・材木・化学・機械工業用の機械、重機器、輸送・通信用のドック・船舶、他の分類に含まれていないその他の資産

4. 第 4 分類 - 耐用年数が 20 年 10% 定率法、または 5% 定額法

例：建設用重機器、機関車、鉄道車両、船舶、ドック

5. 建物類

耐久年数が 20 年の常設建物 - 5%定額法

耐久年数が 10 年の非常設建物 - 10%定額法

(建物のコストには建設権に関わる不動産取得税(BPHTB)を含む)

法 人 税

各分類に属する資産の詳細リストが財務大臣令によって公布されている。また、これとは別に、石油・ガス産業用の減価償却資産リストも財務大臣令によって規定されている。

特定産業（即ち、林業、プランテーション、畜産業）と KAPET「経済発展統合地区」（33 ページ参照）で使用される資産には特別のルールが適用される。

無形資産の償却

恩恵年数が 1 年を超える無形資産および費用（建物使用权、商業使用权、土地建物使用权や「のれん(Good will)」を含む）には次の償却方法が適用される。

- a. 恩恵年数に応じて、「有形固定資産の減価償却」の分類 1、2、3、4 に示された率の定額法または定率法で償却する。

第 1 分類	—	4 年
第 2 分類	—	8 年
第 3 分類	—	16 年
第 4 分類	—	20 年

分類は最も近い耐用年数を基準に決定される（すなわち、恩恵年数が 6 年の無形資産は第 1 分類か第 2 分類のどちらかを適用、恩恵年数が 5 年の無形資産は第 1 分類となる）。

- b. 創業費、増資に係わる費用は、支出が発生した時点で全額損金算入するか、あるいは以下の比率で定率法または定額法で償却する。

第 1 分類	—	50%定率法	または 25%定額法
第 2 分類	—	25%定率法	または 12.5%定額法
第 3 分類	—	12.5%定率法	または 6.25%定額法
第 4 分類	—	10%定率法	または 5%定額法

- c. 石油・天然ガスの採掘権の取得費用（恩恵年数が 1 年を超えるもの）は、生産高比例法（Production – unit method）で償却する。
- d. 採鉱権取得費用、森林使用权およびその他の天然資源開発権取得費用（恩恵年数が 1 年を超えるもの）も生産高比例法で償却するが、この場合、年間償却額が 20%を超えてはならない。
- e. 商業活動開始以前の費用で恩恵年数が 1 年を超えるものは、資産計上して上記 b の比率に従い償却する。

資産移転

会社の資産（土地と建物を除く）の売却からは、資産売却益もしくは資産売却損が計上される。売却損益の金額はその実際の売却価格と当該資産の税務上の簿価との差額によって決定される。資産売却益は課税対象となるが、資産売却損はその資産が事業の遂行上必要とされる場合だけ（即ち、課税利益を稼得・回収・保証する場合だけ）税務上の費用となる。

法 人 税

固定資産の再評価

国税総局（DGT）の承認を得て、ルピア会計を行っている居住法人と恒久的施設（PE）は、税務目的でその固定資産を再評価することができる。

また、5年に1回を限度とする。再評価は、会社が所有しインドネシアに所在する全ての事業関連資産（但し、土地と建物は再評価からはずすこともできる）を含めなければならない。国税総局（DGT）に承認を求める前に、再評価をしようとする会社はその未納付の税債務を全て支払っていること（納税者に未納付の税債務がないこと）が確認されなければならない。

再評価は市場価格もしくは公正価格に基づいてなされなければならない、市場価格は政府公認の鑑定会社によって決定されるが、DGTの調査により、その鑑定価格がそれら資産の市場価格、または公正価格を表していないとされる場合はDGTによって修正される。

承認が下りたら、償却性資産に関する限りその減価償却を、新しい税務上の簿価（承認価格）に基づき、新規に資産が取得されたと同様に完全な耐用年数を適用して行わなければならない。

再評価された資産の公正な市場価額がその税務上の簿価を超過した金額は、10%の源泉分離課税（final income tax）の対象とされる。財政難に直面している納税者は、DGTの特別承認に基づいて、この税金を12カ月に渡って分割納付することが認められる。

第1分類と第2分類に入る固定資産は少なくともその耐用年数が終了するまで保持しなければならない。土地、建物と第3分類と第4分類に入る資産はその再評価日から少なくとも10年間は保持しなければならない。資産がその最低保持期間の終了する前に売却・譲渡された場合には、上記に加えて10%の源泉分離課税が追加課税される。

ただし、以下には適用しない、

- a. 政府の決定や方針もしくは裁判所の判決に基づくフォース・メジャーによる資産の移転
- b. 中立の事業合併、統合、事業分割の中での移転
- c. 修復不可能な損害のため会社の固定資産の撤去

法 人 税

損金不算入の支出

以下の支出は税務上、損金不算入の支出とされる。

- a. 従業員への現物支給、(Benefits In Kind、BIK という、例えば、会社の借上げ社宅、会社から提供される乗用車の取得・維持費 (50%まで) など)。但し、職場ですべての従業員に提供される飲食物、防護服やユニフォームなど業務上必要とされる従業員への支給、通勤のための交通費、船員等への宿泊場所の提供、特定の「遠隔地」で提供される現物支給の費用、携帯電話の取得・維持費 (50%まで) は除かれる。
- b. 個人的支出
- c. 事業と関連のない贈答品や補助、但し特定の宗教上の施しや寄付) を除く
- d. 各種準備金／引当金。但し、銀行・金融リース会社の貸倒引当金、保険会社の保険料・保険金に関する引当金、預託保証協会 (LPS) の預託証券引当金、鉱業会社の開拓費用準備金、林業会社の植林引当金、産業廃棄処理事業の地面閉鎖維持引当金は除かれ、これらは損金算入できる。
- e. 所得税支払額
- f. 税務追徴金／罰金
- g. 利益の分配
- h. 生命保険・疾病損害保険や財務省の認可を受けていない年金制度への会社負担の拠出金、ただし、当金額が従業員の課税対象給与の一部として加算されている場合は損金算入できる。
- i. 源泉分離課税される所得に関連した費用、例えば、定期預金に関連する借入金の支払利息
- j. 税金を免除される所得に関連した費用、例えば、所得税が課されない受取配当金を目的として株式を購入するために用いられる借入金の支払利息
- k. 出資金が株式に分割されないパートナーシップや「フィルマス」(Firmas) の出資者に対する給与や報酬

欠損金

欠損金は、最高 5 年間の繰越が認められる。さらに特定の地域の特別に指定された事業または、特定の税務優遇措置に従い欠損金の繰越が最高 10 年間迄延長される。欠損金の繰戻しは認められない。連結納税の制度はない。

利益の分配

配当に対しては以下の源泉税が課される。

- a. 配当の受領者が「居住者」の場合

インドネシアの事業法人 (PT)、協同組合、国営公社が、他のインドネシア法人から受領する配当は、次の条件を全て満たす場合には法人税が免除される。

・配当が剰余金から支払われること

・配当を受領する会社が配当を行う会社の払込済資本の 25% 以上を所有すること

上記の条件を満たさない場合、受取配当は配当を受領した会社の課税対象所得となり、会社の他の所得と合算されて、通常の税率で課税される。配当宣言にて、配当は 15% の第 23 条源泉所得税が課税される、源泉された金額は配当を受領する会社の法人税債務の前払として扱われる。

法人税

利益の分配（続き）

b. 配当の受領者が「非居住者」の場合

20%（租税条約国は軽減税率あり）の税率で、非居住者に配当が支払われた時に源泉徴収され、最終税金となる。

みなし利益

以下の特定事業会社は、税務上のみなし利益を採用しなければならない。

	みなし利益率 (総売上に対する)	実効税率
国内海運会社	4%	1.20%
国内航空会社	6%	1.80%
国際船舶および航空会社	6%	2.64%*1
石油・ガス採掘サービス外国企業	15%	3.75%*2
一定の商業省管轄の駐在員事務所	インドネシアへの輸出価額の1%	0.25%*2

*1 財務省がみなし利益を規定する税務通達を改訂していないため実行税率は30%の旧税率を使って計算される。

*2 実行税率は現行税率の25%を使って計算される、支店のみなし配当税率（BPT）は各国との租税条約に基づく減率されたレートに従う。

特定の事業活動

石油・ガスの上流に従事する会社と地熱発電事業は、基本的にその生産分担契約（PSCs）に従って法人税を計算しなければならない。金属・鉱物・石炭鉱業に従事する特定の会社は、その作業契約（CoW）が適用される。法人税率や損金算入費用、課税所得の計算方法に関係し、これらの会社には異なる規定が適用される。

このような契約に基づく税務優遇は2009年の鉱業法が施行された以降の新規鉱山プロジェクトにはもはや適用されない。鉱業法は、通常の税法／税務規則が鉱山プロジェクトに適用されると規定しており、特定の鉱業ライセンスに記載されるものを除き、税務優遇措置も通常の税法規則に従って付与されることになる。

法人税

移転価格税制

所得税法は「関連者（Related Parties）」を、以下のように定義している。

- a. 納税者が他の納税者の株式を直接的又は間接的に 25%以上を保有している場合、複数かそれ以上の納税者において株式の 25%以上保有を通じた納税者間の関係、又は後述する複数かそれ以上の納税者間の関係
- b. 納税者が他の納税者を支配しており、直接的又は間接的を問わず、複数かそれ以上の納税者が同一支配下にある場合
- c. 上下もしくは横の関係で一親等の血縁関係又は姻戚関係の家族関係がある場合

関係会社間の取引は、「独立企業間価格の原則」（Arm's length principles）に基づいて、終始一貫して取り扱われなければならない。この原則から逸脱した場合は、国税総局（DGT）は、関係会社間の取引から発生する課税所得もしくは税務上の控除費用を「独立企業間原則」を適用して再計算する権限が与えられている。

また、国税総則法（KUP/ Ketentuan Umum dan Tata Cara Perpajakan）に基づき、政府は、関係会社間取引が独立企業間原則でなされていることを証明する手段として特定の移転価格文書（TPD/ Transfer Pricing Documentation）を要求している。税務当局（ITO）が移転価格問題を精査するため、移転価格文書は税務調査において頻繁に要求される。

詳細な移転価格の開示が法人税申告書において要求されている。

この開示には以下のものが含まれる。

- 関連会社取引の内容と金額
- それらの取引に適用された移転価格決定方法とその方法を選択した理論的説明
- 会社が移転価格文書を準備しているかどうか

各年度で各法人につき概算で 100 億ルピア（約 1 百万米ドル）を超える関係会社取引がある場合は、移転価格文書を作成し、税務調査の時には提出できるようになっていなければならない。

税務当局は移転価格調査を実施するに当たっての特別のテクニカル・ガイドラインを発行している。

移転価格論争は、国内での異議申立や税務裁判を通じて、もしくはその論争がインドネシアが租税条約協定を締結している国々にある関連会社との取引を含んでいる場合に、当事者は、関連する租税条約での相互協議（MAP/ Mutual Agreement Procedures）条項に基づいて二重課税回避の要求をすることができる。納税者は相互協議を申請し、同時に国内救済手続を継続できる。ただし、相互協議の申請は、税務裁判所における最終法定審問後に提出することは認められない。また、相互協議完了前に税務裁判所による判決が下った場合には、相互協議申請は打ち切られる。

税法では、国税総局は納税者や他国の税務当局と、関連会社間の取引に独立企業間原則の将来的な適用について事前確認（APA / Advance Pricing Agreement）を締結することが認められている。手続には取引相手国の租税当局の協力が必要となる場合があり、一旦 APA が合意されたなら、合意された税務年度から基本的に最長 3 年間は有効となる。APA は、特定の条件（税務年度が税務調査未了、税務犯罪の兆候がないなど）を満たせば、合意以前の税務年度に適用することができる。しかしながら、過去年度への APA のロールバックは自動的ではなく、納税者と国税総局との間の合意が必要である。

個人所得税

通常税率

個人居住者の所得に対する通常税率は次の通り：

	課税所得 ルピア	税率 %	税額 ルピア
最初の	50,000,000 迄	5	2,500,000
次の	200,000,000 迄	15	30,000,000
次の	250,000,000 迄	25	62,500,000
	500,000,000 超	30	超過額の 30%

優遇税率

2 年以内に支払われる退職金に適用される最終税率は次の通りである。

	課税所得 ルピア	税率 %	税額 ルピア
最初の	50,000,000 迄	-	0
次の	50,000,000 迄	5	2,500,000
次の	400,000,000 迄	15	60,000,000
	500,000,000 超	25	超過額の 25%

政府認定の年金基金や社会保障庁（BPJS Ketenagakerjaan）からの老齢保障貯蓄の一時払い形式での所得（2 年以内に支払われた場合）に適用される最終税率は次の通りである。

	課税所得 ルピア	税率 %	税額 ルピア
最初の	50,000,000 迄	-	0
	50,000,000 超	5	超過額の 5%

3 年目以降の支払には、通常税率（上記）が適用される。

所得控除

個人居住者に対する年間での所得控除金額（PTKP）は次の通り、

	年額（ルピア）
納税者本人の基礎控除	24,300,000
配偶者控除	2,025,000
扶養控除（最高 3 人まで、1 人につき）	2,025,000
業務関連控除（総所得の 5%、1 ヶ月最高 500,000 ルピア）	6,000,000
老齢貯蓄預金の為の社会保障庁（BPJS Ketenagakerjaan）	全額
への従業員拠出金（総所得の 2%）	
適格年金基金への積立金額 （総所得の 5%、最高 1 ヶ月 200,000 ルピア）	2,400,000

個人所得税

税務上の居住者

次の条件を満たす者は税務上の居住者として扱われる。

- インドネシアに住所を持つ者、もしくは
- 12 ヶ月以内に 183 日を超えてインドネシアに滞在している者、もしくは
- 課税年度内にインドネシアに滞在しインドネシアに居住する意志を持つ者

注記：租税条約を有する国の国民等に対しては、条約にある居住者の定義が優先する。非居住者のインドネシア源泉所得（15 ページ参照）に対しては 20%の源泉税（第 26 条所得税、租税条約で軽減税率あり）が課される。

税務登録と確定申告

上述の所得控除金額（PTKP）を超える年間所得のある居住者の個人納税者は、インドネシアの国税総局（DGT）に税務登録をし個人税番号を取得して、個人所得税の確定申告（1770 様式）を提出しなければならない。確定申告では、給与所得、資産運用所得、資産売却益、海外での所得とその他所得を含むすべての個人所得を報告し、個人の資産・負債の要約リストも一緒に添付することが要求される。

家族は、家族の代表者の名前（通常は夫）で登録された一つの税務番号（NPWP/ Nomor Pokok Wajib Pajak）を使って報告され、一つの税務報告単位としてみなされる。その妻と子供の所得は、夫の名前で同じ申告書で申告されなければならない、それらの各々の所得に第 21 条の従業員所得税が課せられている場合は合算ベースで税金が再計算される。

納税方法

個人所得の大部分は第三者によって源泉徴収方式で徴収される。雇用主は、従業員に支給される給与とその他の報酬から第 21 条/26 条の従業員所得税を、毎月天引き源泉して納付する義務がある。従業員が居住者である場合、源泉される税金額は通常の税率（7 ページ参照）にもとづいて決定される。非居住者の納税者の場合は、総額の 20%を源泉徴収される。（租税条約の適用がある場合は減率される）

個人に対するその他各種の支払についてもまた、支払者に源泉徴収の義務を課している。とりわけ、主な支払は以下の通り

- ・ 政府公認の年金基金から支払われた年金
- ・ 退職金
- ・ ジャムソステック制度からの老齢年金貯蓄からの支払い
- ・ サービスフィー
- ・ 賞金・副賞

基本的に、上記から源泉徴収される税金（第 21 条所得税）は、通常税率に基づいて決定される。また、非就業の個人と特定の専門家、例えば、弁護士、ノータリス（公証人）、会計士、建築士、医者、保険数理士、鑑定士のような特定の職業専門家へのサービス料に掛かる源泉税は、その総所得の 50%をベースに通常税率で源泉税を計算することが要求されている。

「労働者退職金支給管理組織」に預けられた退職金に対する利子所得は従業員個人の所得とされ、「労働者退職金支給管理組織」が銀行の場合は 20%の源泉分離課税、その他の場合は 15%の第 23 条源泉税の課税対象となる。

個人所得税

現物支給（Benefits-in-Kind: BIK）

会社から与えられる現物支給（BIK）、例えば乗用車、住居、子女教育費用、帰国休暇、会社負担の個人所得税額などは、個人の課税対象所得とはならない。同様に、防護服、ユニフォーム、仕事場への往復交通費、船員等への宿泊設備の提供、「遠隔地」での現物支給など、職務上必要な現物支給についても、個人の課税対象所得とはされない。

ただし、以下の雇用主から提供される現物支給は、従業員個人の課税対象所得とされる：

- 旧税法（1984 年以前の所得税法）に基づいて課税される鉱業、生産分与契約企業
- 納税者となっていない外国企業の駐在員事務所
- 最終課税（源泉分離課税）の対象となっている会社
- みなし課税所得が適用される会社（航空会社と船会社を含む）

社会保障制度

雇用主（会社）は、その従業員が社会保障制度に加入することを保証する責任がある。従業員の負担部分は会社が給与から天引き控除して徴収し、会社負担部分と一緒に支払われなければならない。

2014 年 1 月から、インドネシア全国民を加入対象とする総合社会保障制度が実施されている。従来の制度（JAMSOSTEK）からの移行は段階的に徐々に行われている。

新社会保障制度は以下のように運営される。

1. 健康保険担当の社会保障庁（BPJS - Kesehatan）が、医療保険を運営し、
2. 労働者社会保障担当の社会保障庁（BPJS - Ketenagakerjaan）が、事故保険、老齢貯蓄、死亡保険と年金を運営する。

現行の保険料率は次の通り、

適用種類	基本給与・賃金に対する比率として	
	会社負担	従業員負担
業務上の事故保険	0.24 – 1.74%	-
死亡保険	0.3%	-
老齢貯蓄	3.7%	2 %
医療保険		
a.2014 年 1 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日	4%	0.50 %
b.2015 年 7 月 1 日以後	4%	1 %

新社会保障制度に強制加入すべき要求は、6 カ月以上インドネシアで勤務している外国人従業員を含む、全ての従業員に適用される。

医療保険への強制加入の適用時期は、以下のとおり規定される。

- 2015 年 1 月 1 日：国有企業、大中小規模企業
- 2016 年 1 月 1 日：零細企業
- 2019 年 1 月 1 日：個人事業主及び未就業者

個人所得税

みなし給与

石油・天然ガス採掘関係の外国人従業員は、役職に応じて以下のみなし給与を推定されこのみなし給与所得に対する所得税が課される。

	US\$ /月
ゼネラルマネジャー	11,275
マネジャー	9,350
監督者および採掘技師	5,830
補助採掘技師	4,510
その他のスタッフ	3,245

みなし給与所得は、現物支給を含むその雇用の全ての報酬とされる。

源 泉 徴 収 税

インドネシアの所得税の徴税方法としては、主に源泉徴収システムが採用されている。特定の所得項目に源泉税が課される場合、一般に、支払側に税金を源泉徴収もしくは徴収する責任がある。各種の源泉徴収税は、通常、以下のように所得税法（PPh）の関連条文番号を使って呼ばれている。

1. 第 21 条（PPh 21）： 給与と個人へのその他支払い

雇用主は、従業員に支給される給与から第 21 条の所得税（従業員所得税）を毎月天引きして、従業員に代わって国庫に納付する義務がある。非居住者の個人へのその他の支払い（例えば個人のコンサルタントやサービス提供者へのフィー支払い）に対しても同様な源泉税が適用される（8 ページの関連する税率を参照）。税務登録番号を未取得の個人個人納税者には、通常の源泉税に加えて 20%の課徴金が課される。

2. 第 22 条（PPh 22）： 輸入等

第 22 条の所得税は、一般的に以下の項目に適用される。

事項	税率%	課税基準	注記
1 物品の輸入 - 自社で輸入ライセンス（API / Angka Pengenal Impor）を持つ場合、		輸入価額＝CIF 価格 プラス輸入関税の合 計金額	
(a) 特定の消費財の輸入	7.5		
(b) 大豆、小麦と小麦粉の輸入	0.5		
(c) (a)と(b)以外の物品の輸入	2.5		
2 物品の輸入 - 輸入ライセンス（API）を持たない場合	7.5		
3 落札輸入物品	7.5	入札価格	
4 国庫と予算使用者の委任状（KPA / から支払いがなされる政府への物品の販売	1.5	販売価格	1
5 国営企業への商品の販売	1.5	販売価格	1
6 国営の給油所の石油燃料の購入	0.25	販売価格	2
7 民間の給油所の石油燃料の購入	0.3	販売価格	2
8 民間の給油所又は給油所以外のオイル燃料の購入	0.3	販売価格	2
9 ガス燃料の購入	0.3	販売価格	2
10 潤滑油の購入	0.3	販売価格	2
11 現地の販売業者からのセメントの購入	0.25	販売価格	
12 現地の販売業者からの紙製品の購入	0.1	販売価格	
13 現地の販売業者からの鉄鋼製品の購入	0.3	販売価格	
14 現地の販売業者からの自動車製品の購入	0.45	販売価格	
15 現地の販売業者からの薬製品の購入	0.3	販売価格	
16 総代理店、代理店や一般輸入者からのモーターバイクの購入	0.45	販売価格	3
17 林野業、植林業、農業と漁業での卸売業者の指定製造業者又は輸出業者の材料購入	0.25	販売価格	
18 超高級品の購入	5.0	販売価格	

源 泉 徴 収 税

2. 第 22 条 (PPh 22) : 輸入等 (つづき) 注記

1. 4 と 5 の場合では、22 条徴収業者 (国庫、国営公社など) は特定の納入業者への未払金額から、次の購入／使用支払を除き 22 条を源泉徴収しなければならない、
 - a) 石油燃料、ガス燃料、潤滑油、郵便商品 b) 水道電気の支払 c) PSC 契約者もしくは、契約者の本社から石油ガス (上流製品を含む) d) ジョイント・オペレーション契約の契約者からの地熱もしくは電気
 さらに、4 と 5 については、夫々 2 百万ルピアと 10 百万ルピアまでの価額の商品の購入は除かれる。その他の場合、指定商品の輸入者又は買手は、輸入又は購入された商品の未払金額に加えて 22 条所得税を払わなければならない。
2. 第 22 条所得税は、最終課税を課される非販売卸業者又は代理店による石油燃料・ガス燃料と潤滑油燃料の購入を除き、法人税又は個人所得税の前払となる。
3. 18 の場合、第 22 条所得税がすでに課されているので、超高級自動車の買い手には適用されない。
4. 以下の物品の輸入・購入に対しては、自動的に又は DGT から発行された免除証明をもって税金は適用されない。
 - a) 所得税の課税されない物品の輸入・購入
 - b) 輸入納付金と VAT が免除されたか 0% の輸入納付金の物品の輸入
 - c) 一時的に輸入された物品 (再輸出のための物品など)
 - d) 再輸入の物品 (事後の再輸出目的にて修繕・検査されるための輸入など)
 - e) 再輸出目的の宝飾品製造用の金延べ棒の輸入・購入にも 22 条は適用なし
 税務登録番号を未取得の納税者には、通常の税率に加えて 100% の課徴金が課される。

3. 第 4 条 2 項 (PPh 4-2) 源泉税 : 最終課税／源泉分離課税 (Final tax)

居住法人、恒久的施設、外国企業の駐在員事務所、事業組織体および指定された個人は、他の居住納税者と PE への下記の総支払額 (VAT を除く) から最終税金を天引き徴収し納付する義務がある。

項目	税率%
1 土地・建物の賃借料 (レンタル)	10
2 土地・建物の権利譲渡収入 (売買証書への署名を通じて)	5
3 建設施工料	2/3/4
4 建設計画料	4/6
5 建設監督料	4/6
6 定期預金と普通預金の金利、バンク・インドネシア短期証券 (SBI) の金利、但し、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金が受領するものは除く。	20
7 債券の金利、但し、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金を除く。	15 (1)
8 インドネシア証券取引所での株式の売却収入 創業株主は上場時の株式の市場価格の 0.5% を支払うことを義務付けられ、これに従わない場合は、事後の売却からの利益は通常の税率で課税される。	0.1
9 宝くじの当選賞金	25
10 年度で総売上が 48 億ルピアを超えない個人及び会社 (PE を除く) が受領する特定の所得	1 (2)

源	泉	徴	収	税
---	---	---	---	---

注記

- (1). 受領者が金融庁（OJK／Otoritas Jasa Keuangan）に登録している投資ファンドの場合は、2020 年までは税率 5%、それ以降は税率 10%である。受領者が非居住者の場合の税率は 20%、もしくは租税条約の適用により減率される。
- (2). 納税者が、国税総局に対して自ら納税額を計算し支払い報告しなければならない。

4. 第 23 条（PPh 23）源泉税： 居住者への支払

居住納税者への特定の種類の支払所得、未払所得には、その総額に対して 15%、もしくは 2%の税率で第 23 条所得税が課せられる。

a. その総額に 15 %税率で第 23 条源泉税が課せられるものは次の通り

1. 配当（5 ページの「利益の分配」も参照のこと）
2. 利子、これにはプレミアム、割引、ローン保証料を含む
3. ロイヤルティ
4. 懸賞金及び賞金

b. サービスフィーの総額に 2 %の税率で第 23 条源泉税が課せられるものは次の通り

1. 土地・建物以外の資産のレンタル料
2. テクニカルサービス
3. マネジメントサービス
4. コンサルティングサービス
5. 鑑定評価サービス
6. 保険数理計算サービス
7. 会計サービス、記帳代行と証明サービス
8. デザインサービス
9. 石油ガス鉱業での掘削サービス、但し PE によってなされるものを除く
10. 石油ガス鉱業に関するサポートサービス
11. 石油ガス鉱業とサポートサービス以外の鉱業サービス
12. 航空と空港サポートサービス
13. 森林伐採サービス
14. 廃棄物処理サービス
15. 人材派遣・アウトソーシングサービス
16. 仲介・代理業サービス
17. 委託・保管サービス（但し証券取引所、KSEI と KPEI によって行われるものを除く）
18. ダビング録音サービス
19. フィルムミキシングサービス
20. コンピュータとソフトウェア関連サービス
21. 据付サービス（例えば、電気・機械、通信設備など）但し、資格をもった建設会社によって行われるものを除く
22. 保守修繕サービス（例えば、電気・機械、通信設備など）但し、許可された建設会社によって行われるものを除く
23. 委託製造サービス（「マクロン」 / Toll manufacturing service ）
24. 調査・警備サービス

源	泉	徴	収	税
---	---	---	---	---

25. イベント企画準備サービス
26. 梱包サービス
27. マスメディア、屋外メディアその他メディアの広告宣伝のための場所や時間提供
28. 害虫駆除サービス
29. 清掃サービス
30. ケータリングサービス

5. 第 26 条 (PPh 26) 源泉税： 非居住者への支払

居住納税者（居住者、居住法人）、事業組織体、外国企業の駐在員事務所は、非居住者に対して次の支払いをする際には、20%の税率で第 26 条源泉税を天引き納付する義務がある。

a. 総額に対して

1. 配当
2. 利子、これには、プレミアム、ディスカウント（割引料）、ローン保証料
3. ロイヤルティ、レンタル料および資産使用に対する支払い
4. 各種サービスに対する報酬
5. 懸賞金および賞金
6. 年金およびその他の定期的な支払い
7. スワッププレミアムとその他ヘッジ取引
8. 債務免除益
9. 支店／恒久的施設（PE）の法人税引後利益

b. 見積純所得（ENI）に対して、総額に対する特別税率のもの

	ENI %	実効税率 (総額に対 する%)
海外保険会社に支払う保険料		
・ 個人被保険者による支払	50	10
・ インドネシアの保険会社による支払	10	2
・ インドネシアの再保険会社による支払	5	1
非居住者による未上場会社株式の売却	25	5
非居住者によるインドネシアの会社株式や PE を所有するた めの仲介サービスを提供しているトンネル会社(conduit companies) の売却	25	5
非居住者による売却価格が 10 百万ルピア以上的高级宝飾品、 ダイヤモンド、金、高級時計、骨董品、絵画、高級自動車、 高級 2 輪車、ヨットと軽飛行機の売却	25	5

上記支払いの受領者がインドネシアとの租税条約締結国の居住者の場合は源泉税率が軽減もしくは免除される場合がある。（租税条約での源泉税率は 16 ページ以降を参照のこと）

国 際 税 務 協 定

二重課税防止協定

インドネシアとの二重課税防止協定（以下、租税条約）は、サービスフィーに対する源泉税を免除し、インドネシアが署名した租税条約の相手国の居住者によって受領される配当、利子、ロイヤルティと支店の税引後利益に対する源泉税を軽減させて税務的な恩恵を提供する。サービスフィーの税金免除は基本的に収益を得る外国の当事者がインドネシアに恒久的施設（PE, Permanent Establishment）を持たない場合にのみ付与される。

軽減税率を要求するためには、外国当事者は、収益を支払うインドネシア当事者を通じて、国税総局に対して少なくとも「居住者証明書」（COD／Certificate Of Domicile）を提示しなければならない。この COD（国税総局の指定様式フォーム又は一定の条件下で租税条約の相手国のフォーム）の提出がないと税務的恩恵の付与は取り消され、20%の源泉税が課税される。

利子、配当とロイヤルティに関して、恩恵受益者（Beneficial Owner）だけが租税条約の恩恵を享受しうる当事者として認められる。恩恵受益者主義の要求は関連する租税条約が恩恵受益者主義に言及している場合は、外国納税者の収益にのみ適用される。その「恩恵受益者」ためには、以下の要件を満たさなければならない。

- l. 個人につき、代理人や名義人として収益を受取っていないこと
- m. 機関（協会団体, institution）につき、租税条約に明記があるか、インドネシアの資格のある管轄庁とその条約国の当事者によって合意された機関であること
- n. 外国の個人（offshore person）につき、インドネシアの証券取引所でなされる株式もしくは債券取引（金利と配当は除く）からカストディアンを通じて収益を得ている外国の個人で、代理人や名義人ではないこと
- o. その株式が証券取引所に上場されていて通常に取引される会社
- p. 銀行、もしくは
- q. 以下の要件を満たすその他の会社
 1. 租税条約の相手国での会社の設立とその取引方法が単に租税条約の恩恵を享受するためだけに構築されているものではなく、その事業活動は、取引を実行する十分な権威のある会社独自のマネジメントによって経営されていること
 2. 会社には従業員がいること
 3. 会社は事業活動、もしくは自発的な事業をもつこと
 4. インドネシアからあがる収益はその受領国で課税されること
 5. 会社はその総収益の 50%以上を他の当事者への債務、例えば金利、ロイヤルティやその他支払に充当していないこと

インドネシアとの租税条約の下で適用される源泉税率の要約は、以下の通り

注記	配当（資産 運用目的）	配当（経営 参加目的）	利 子	ロイヤルティ	支店の税 引後利益
	%	%	%	%	%
1. アルジェリア	15	15	15/ 0	15	10
2. オーストラリア	15	15	10/ 0	15/10	15
3. オーストリア	15	10	10/ 0	10	12
4. バングラディッシュ	15	10	10/0	10	10
5. ベルギー	15	10	10/ 0	10	10
6. ブルネイ	15	15	15/ 0	15	10
7. ブルガリア	15	15	10/ 0	10	15

	注記	配当（資産 運用目的）	配当（経営 参加目的）	利 子	ロイヤルティ	支店の税 引後利益
8. カナダ		15	10	10/ 0	10	15
9. 中国		10	10	10/ 0	10	10
10. クロアチア		10	10	10/ 0	10	10
11. チェコ		15	10	12.5/ 0	12.5	12.5
12. デンマーク		20	10	10/ 0	15	15
13. エジプト		15	15	15/ 0	15	15
14. フィンランド		15	10	10/ 0	15/ 10	15
15. フランス		15	10	15/ 10/ 0	10	10
16. ドイツ	1	15	10	10/ 0	15/ 10	10
17. 香港		10	5	10	5	5
18. ハンガリー	3	15	15	15/ 0	15	20
19. インド		15	10	10/ 0	15	10
20. イラン		7	7	10/ 0	12	7
21. イタリア		15	10	15/ 0	15/ 10	12
22. 日本		15	10	10/ 0	10	10
23. ヨルダン	3	10	10	10/ 0	10	20
24. 北朝鮮		10	10	10/ 0	10	10
25. 韓国	2	15	10	10/ 0	15	10
26. クウェート		10	10	5/ 0	20	10/ 0
27. ルクセンブルク	1	15	10	10/ 0	12.5	10
28. マレーシア	4	10	10	10/ 0	10	12.5
29. メキシコ		10	10	10/ 0	10	10
30. モンゴル		10	10	10/ 0	10	10
31. モロッコ		10	10	10/ 0	10	10
32. オランダ		15	10	10/ 0	10	9
33. ニュージーランド	3	15	15	10/ 0	15	20
34. ノルウェー		15	15	10/ 0	15/ 10	15
35. パキスタン	1	15	10	15/ 0	15	10
36. パプアニューギニア	1	15	15	10/ 0	10	15
37. フィリピン		20	15	15/ 10/ 0	15	20
38. ポーランド		15	10	10/ 0	15	10
39. ポルトガル		10	10	10/ 0	10	10
40. カタール		10	10	10/ 0	5	10
41. ルーマニア		15	12.5	12.5	15/ 12.5	12.5
42. ロシア		15	15	15/ 0	15	12.5
43. セーシェル	3	10	10	10/ 0	10	20
44. シンガポール		15	10	10/ 0	15	15
45. スロバキア		10	10	10/ 0	15/ 10	10
46. 南アフリカ共和国	3	15	10	10/ 0	10	20
47. スペイン		15	10	10/ 0	10	10
48. スリランカ		15	15	15/ 0	15	20
49. スーダン		10	10	15/ 0	10	10
50. スリナメ		15	10	10/ 0	15	15
51. スウェーデン		15	10	10/ 0	15/ 10	15
52. スイス	1	15	10	10/ 0	12.5	10
53. シリア		10	10	10/ 0	20/ 15	10
54. 台湾		10	10	10/ 0	10	5
55. タイ		20	15	15/ 0	15	20
56. チュニジア		12	12	12/ 0	15	12

57.トルコ		15	10	10/ 0	10	10
58.ウクライナ		15	10	10/ 0	10	10
59.アラブ首長国連邦		10	10	5/ 0	5	5
60.イギリス		15	10	10/ 0	15/10	10
61.アメリカ合衆国		15	10	10/ 0	10	10
62.ウズベキスタン		10	10	10/ 0	10	10
63.ベネズエラ	1	15	10	10/ 0	20	10
64.ベトナム		15	15	15/ 0	15	10
65.ジンバブエ	1,5	20	10	10/ 0	15	10

注記：国名の後の番号が以下の注記に該当する。

1. インドネシア国内で提供されたテクニカル、マネジメント、コンサルティングサービスへの対価に対する源泉税率は、スイスが5%、ドイツが7.5%、ルクセンブルク、パプアニューギニア、ベネズエラ、ジンバブエが10%、パキスタンが15%である。
2. 国際線の船舶、航空機の事業から得られる収益はV A Tが相互に免除される。
3. 租税条約の条項には支店の税引後利益に対する税率が明示されていないため、インドネシア税務当局は、インドネシアの国内税法の税率（20%）が適用されると解釈している
4. ラブアンのオフショア会社（1990 年のラブアンオフショア事業活動税務規則に基づく）は租税条約の恩恵をえることはできない。
5. 批准済であるが、まだ発効しておらず批准書の交換が留保されている。発効日は 2015 年 1 月 1 日を予定している。

恒久的施設（PE）のタイムテスト

特定の活動は、それが「タイムテスト（一定の期間）」を超えてインドネシアでなされると PE を発生させる。以下の表は、関連する租税条約で特定されたこれらの活動についてのタイムテストの要約である。

	建物の建設	機械設備の 据付	組立作業	監督作業	その他の サービス
1. アルジャリア	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月
2. オーストラリア	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
3. オーストリア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
4. バングラディッシュ	183 日	183 日	183 日	183 日	91 日
5. ベルギー	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
6. ブルネイ	183 日	3 カ月	3 カ月	183 日	3 カ月
7. ブルガリア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	120 日
8. カナダ	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
9. 中国	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月
10. クロアチア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
11. チェコ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
12. デンマーク	6 カ月	6 カ月	3 カ月	6 カ月	3 カ月
13. エジプト	6 カ月	4 カ月	4 カ月	6 カ月	3 カ月
14. フィンランド	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
15. フランス	6 カ月	-	6 カ月	183 日	183 日
16. ドイツ	6 カ月	6 カ月	-	-	-
17. 香港	183 日	183 日	183 日	183 日	183 日
18. ハンガリー	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	4 カ月
19. インド	183 日	183 日	183 日	183 日	91 日

	建物の建設	機械設備の 据付	組立作業	監督作業	その他の サービス
20.イラン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	183 日
21.イタリア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
22.日本	6 カ月	6 カ月	-	6 カ月	-
23.ヨルダン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	1 カ月
24.北朝鮮	12 カ月	12 カ月	12 カ月	12 カ月	6 カ月
25.韓国	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
26.クウェート	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月
27.ルクセンブルク	5 カ月	5 カ月	5 カ月	5 カ月	—
28.マレーシア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
29.メキシコ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	91 日
30.モンゴル	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
31.モロッコ	6 カ月	—	6 カ月	6 カ月	60 日
32.オランダ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
33.ニュージーランド	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
34.ノルウェー	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
35.パキスタン	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	—
36.パプアニューギニア	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
37.フィリピン	6 カ月	3 カ月	3 カ月	6 カ月	183 日
38.ポーランド	183 日	183 日	183 日	183 日	120 日
39.ポルトガル	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	183 日
40.カタール	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月
41.ルーマニア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	4 カ月
42.ロシア	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	—
43.セーシェル	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
44.シンガポール	183 日	183 日	183 日	6 カ月	90 日
45.スロバキア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	91 日
46.スペイン	183 日	183 日	183 日	183 日	3 カ月
47.南アフリカ共和国	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	120 日
48.スリランカ	90 日	90 日	90 日	90 日	90 日
49.スーダン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
50.スリナメ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	91 日
51.スウェーデン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
52.スイス	183 日	183 日	183 日	183 日	—
53.シリア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	183 日
54.台湾	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	120 日
55.タイ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月
56.チュニジア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
57.トルコ	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	183 日
58. アラブ連邦	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	4 カ月
59.ウクライナ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月
60.イギリス	183 日	183 日	183 日	183 日	91 日
61.アメリカ合衆国	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
62.ウズベキスタン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
63.ベネズエラ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	—
64.ベトナム	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
65.ジンバブエ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	183 日

国 際 税 務 協 定

税務情報交換協定

インドネシアはガーンジー、ジャージー、バミューダ、マン島及びサンマリノとの 5 つの税務情報交換協定に調印した。マン島との税務情報交換協定は 2014 年 9 月に発効した。その他の税務情報交換協定は批准の段階にあり、発効していない。

税務に関する相互行政支援

2011 年 11 月 3 日、インドネシアは税務に関する相互行政支援に関する条約に調印し、2014 年 10 月 17 日に同条約を批准した。同条約は未発効であるが、2016 年 1 月 1 日に発効が予定されている。

付 加 価 値 税

概要

付加価値税は、基本的にインドネシア関税地域内での、課税物品の引渡しや課税サービスの提供の事象があったときに課税される。課税対象の事象には以下のものが含まれる。

- a. 会社による関税地域内での課税物品の引渡し
- b. 課税物品の輸入
- c. 会社による関税地域内での課税サービスの提供
- d. 関税地域外で創造された無形の課税物品（財産権）の課税地域内での使用と消費
- e. 課税地域外で創造された課税サービスの課税地域内での使用と消費
- f. 課税会社による（有形・無形の）課税物品の輸出
- g. 課税会社による課税サービスの輸出

付加価値税の課税は年間で 48 億ルピアを超える価額の引き渡しについて発生する。課税物品の引渡しは非常に広義に定義され、次のものが含まれる。

- a. 契約に従った課税物品の権利の引渡し
- b. 買取権付きのリースやファイナンス・リース契約に従った課税物品の移転
- c. 仲介業者や入札官への課税物品の引渡し
- d. 課税物品の自家使用や無償提供
- e. 元々販売目的ではない会社解散時の在庫または資産の形態での課税物品の残余
- f. 会社内での課税物品の引渡し（例えば、支店間、本店と支店間）、但し、会社が国税総局（DGT）から VAT 申告の集中化の承認を得ている場合を除く
- g. 委託物品の引渡し
- h. シヤリア・ファイナンスの態様での課税業者からの課税物品の引渡し。引渡し、課税業者から当事者に課税物品が必要なために直接に起こるとみなされるため。

税率と課税基礎額

VAT の税率は基本的に 10%であり、政府規則により 5%から 15%の範囲で増減できる。しかしながら、サービスの輸出と同様に有形・無形の課税物品の輸出に係わる VAT は 0%である。0%の VAT 税率に対し一定の制限がサービス輸出に適用される。

VAT は関連する課税基礎額に VAT の税率が適用して計算される。ほとんどの場合、課税基礎額は当事者間で合意された取引価額である。特定の事象や状況、その他の要因について、課税基礎額として使用されるのは、以下の金額でなければならない、

- a. 市場価格 — 関連当事者間の取引、会社清算時の課税物品の在庫の残余と当初売却を予定していなかった（在庫以外の）資産の売却
- b. 売上原価（売価マイナス粗利）— 自家消費、課税物品の無償供与と社内引渡し（支店間や本店支店間など）
- c.. 落札価格 — 入札官の仲介業者への課税物品の引渡し
- d. 合意価格 — 中間商社を通じた課税物品の引渡し
- e. 平均売却価格 — ビデオ・オーディオ録音製品
- f. フィルムごとの平均業績 — 映画, g. 12 百万ルピア — 輸入映画のコピーにつき
- h. 土地の取得価格を除く発生・支払原価の 20% — 建物の自家建設
- i. 小売価格 — タバコ製品の引渡しと輸入
- j. 実際請求額の 10% — 一括船積みサービス、旅行と旅行代理店サービス
- k. 金宝石の引渡しでの販売価格の 20%、金宝石関連の向上で実施されるサービスを含む
- l. 乙仲料金を含む請求での乙仲（freight forwarding）サービスの引渡しの実際請求の 10%

付 加 価 値 税

法律で別記されない限り、全ての物品とサービスが課税物品と課税サービスとなる。税法上の「ネガティブリスト」は、以下に分類される物品とサービスについて、「非課税」として明記される。

非課税物品：

- a) 原油、天然ガス、地熱エネルギー、砂・採石、未加工の石炭、鉄鉱石、スズ鉱石、銅鉱石、銀鉱石、ボーキサイト等、鉱脈から直接採集される鉱産物
- b) 生活必需品：米、食塩、トウモロコシ、大豆、サゴ（原生林から採取する食用粉）
- c) ホテル、レストラン等で提供される飲食物、持ち帰りかどうかを問わず、ケータリング業者によって持ち込まれた飲食物も含む
- d) 貨幣、金、有価証券

非課税サービス：

- a) 医療サービス
- b) 福祉（例えば、孤児、葬儀）サービス
- c) 切手を使用する郵便サービス
- d) 金融サービス
- e) 保険サービス
- f) 宗教サービス
- g) 教育サービス
- h) 美術、エンターテインメント・サービス
- i) 広告宣伝用でないテレビ・ラジオ放送サービス
- j) 陸海の公共輸送、国際航空サービス
- k) マンパワー・サービス
- l) ホテルサービス
- m) 政府機関による公共サービス
- n) 駐車場サービス
- o) 硬貨を使った公共電話サービス
- p) 郵便為替を使った送金サービス
- q) フード・ケータリングサービス

付加価値税（VAT）の申告

課税業者（PKP / Pengusaha Kena Pajak）に指定された会社と個人は、毎月その事業活動を報告し、それに伴う VAT 債務を支払うことが義務付けられている。その結果として、基本的に VAT は各事業所ベースで処理され、それ故、会社がそれぞれ管轄地域が異なっている地方税務署（KPP）の下にあるいくつかの事業所（支店）を通じて事業を運営している場合には、管轄地の地方税務署（KPP）ごとに登録しなければならない。このような状況においては課税物品の社内（支店間）引渡しは VAT の対象となる。

しかしながら、国税総局（DGT）に書面で通知を提出して、会社はその VAT 申告を集中化することができ、それにより課税物品の社内引渡しを VAT の対象から除外できることとなった。また、一定の税務署（PMA 税務署、パドラ税務署、上場会社・大規模納税者税務署（LTO）や中規模（マディア）納税者税務署（MTO））に登録している会社は、VAT 申告を集中化して行うことが要求される。

付 加 価 値 税

インプット・アウトプットの仕組み

VAT 債務は基本的にインプット・アウトプットの仕組みで精算される。基本的に課税商品や課税サービスの売り手は、買い手に VAT を請求する。売り手の立場からはこの VAT はアウトプット VAT（仮受 VAT、売上 VAT）である。買い手は VAT を売り主に支払わねばならず、これは買い手の立場からはインプット VAT（仮払 VAT、仕入 VAT）である。課税物品が買い手の事業に関連している範囲で、このインプット VAT は買い手のアウトプット VAT と相殺できる。同様に、売り手もアウトプット VAT と課税物品や課税サービスを取得した時に払ったインプット VAT とを相殺する。

特定の月のアウトプット VAT の累計額が同じ期間のインプット VAT の累計額を上回った場合、納税者は翌月末日までに、又は VAT 申告期限の前に、その差額、即ち超過分を納税する義務がある。反対に、特定の月のインプット VAT の累計額が同じ期間のアウトプット VAT の金額を上回った場合は、納税者は、年度末なら払い戻し還付の請求をすることができ、又は通常月は払い過ぎた分を翌月に以降に繰り越すことができる。

輸入品にかかる輸入 VAT と外国からのサービスフィー（技術援助サービス等）の消費や無形財産権（ロイヤルティ等）の使用料に係わる「自己申告の VAT」は、標準的なインプット・アウトプットの仕組みの範囲で理解することができる。

つまり、非居住者の売り手もしくはサービス提供者はインドネシアの買い手・輸入者に VAT を請求することができない（即ち、VAT インボイスを発行することができない）ので、インドネシアの買い手・輸入者が、非居住者の売り手もしくはサービス提供者に代わって、その VAT を納付しなければならない。その輸入された物品や受けたサービスが輸入者・サービスの受領者の事業遂行に関連している限り、それらのインプット VAT（輸入 VAT と自己申告の VAT）は、アウトプット VAT との相殺控除ができる。

しかしながら、「VAT 徴収役 (VAT Collector)」への課税物品と課税サービスの引渡しは、標準的な仕組みの例外である。現在、VAT 徴収役は、国庫 (State Treasury)、国営企業 (BUMN) か、生産分与契約 (PSC) の会社のいずれらかである。

その名前が示すように、VAT 徴収役は、課税物品・課税サービスの引渡しにかかる課税業者（売り手）への VAT を徴収し、売り手やサービス提供者に VAT を支払うのではなく、直接政府に納付することを要求されている。VAT 徴収役に課税物品や課税サービスの引渡しに従事する会社は、したがって、VAT の過払いになる傾向がある。（25 ページの VAT の還付を参照のこと）。

インプット VAT の相殺

VAT は月次ベースで国税総局 (DGT) に申告される。特定の課税期間（月）のインプット VAT は、基本的には同じ課税期間のアウトプット VAT に対して相殺控除されなければならないが、その特定の課税期間の終了のあと 3 カ月以内ならまだ相殺ができる。但し、インプット VAT を費用に計上していないこと、税務調査が未だ入っていないことが条件となる。

VAT インボイスが「有効」である（適切に作成されている）ことは、インプット VAT を相殺に使用するために特に大事である。VAT インボイスには、以下の最低限の情報として確実に記載されている必要がある。

付 加 価 値 税

インプット VAT の相殺（続き）

- a. 課税物品・サービス提供者の氏名(社名)、住所、納税者番号
- b. 物品・サービス購入者の氏名(社名)、住所、納税者番号
- c. 物品・サービスの種類、数量、販売価格、料金、(ある場合は)割引額
- d. VAT 徴収額
- e. 高級品売上税の徴収額（対象となる場合）
- f. 請求書のコード番号、連番、発行日付
- g. 請求書に署名権を持つ管理者の氏名、役職名、署名

この上記の最低限の情報記載の要求を満たしていないと、インプット VAT インボイスは、相殺控除に使うことができない。特定の課税業者は電子フォーマット（electronic *Faktur Pajak/ e-FP*）での VAT インボイスの作成が要求される。この要求は 2016 年 7 月 1 日までに、段階的に全課税業者に適用される。

VAT インボイスは以下の時点で発行されなければならない。

- a. 課税物品や課税サービスが引渡された時点
- b. 課税物品や課税サービスの引渡し前に支払いが受領された場合は、支払が受領された時点
- c. 作業段階で部分的引渡しある場合、契約条件に基づく支払が受領された時点
- d. 財務省規則で規定されるような場合、その規定される時点

VAT の還付

還付申請は会計年度末に行うことができる。国税総局（DGT）は、要件を完備した還付申請を受領した後、税務調査を行い、12 カ月以内に VAT 還付申請に決定を下さなければならない。もし 12 カ月以内に決定が出ない場合は法律により還付申請は承認されたとみなされる。

VAT 還付のための関連する証拠資料は申請日から 1 カ月以内に国税総局に提出されなければならない。1 カ月を過ぎて DGT に提出された全ての書類については、国税総局は VAT 還付の計算において無視することが許される。

「優良納税者（golden taxpayer）」に指定された納税者は早期（税務調査前）に VAT 還付を受ける資格が付与される。「優良納税者」の指定は、一定の期間内に税務申告書を適時に遅滞無く提出している、犯罪関与がないなどといった一定の基準を充足した納税者に対して国税総局（DGT）から資格付与された地位である。この基準に従って、DGT は毎年、一定の納税者を優良納税者に指定している。納税者が一度この資格を付与されると、早期 VAT 還付の申請が認められる。この場合の VAT 還付において、当該還付請求を申請する VAT 申告書に関連文書を添付する必要がある。この特権を利用しない場合は DGT に書面で通知しなければならない。

税務調査前の還付は、要件を完備した還付申請を受領した後、VAT 申告書を検証するだけで 1 カ月以内になされなければならない。国税総局（DGT）は、早期 VAT 還付がなされた後に税務調査を行うことができ、その税務調査の結果、納税者が本来還付されるべき金額よりも多く VAT 還付を受けていた場合、その超過金額には 100% の罰金が課せられる。一定の納税者（物品やサービスの輸出業者、VAT 徴収役への供給業者、生産開始前の会社や VAT が徴収されない物品やサービスの供給業者で、一定の条件を満たす場合）は、毎月次で還付申請をすることができる。

付 加 価 値 税

VAT 免除優遇措置

戦略的物品の付加価値税免除

戦略的物品として規定される課税物品の輸入・国内供給は VAT が免除される。戦略的物品の指定は政府規則によって規定されており、現在、以下の物品が指定されている。

- a) 課税製品を製造するために必要な機械・工場設備などの資本財（34 ページの関連する税務優遇を参照のこと）
- b) 畜産品（猟獲物を含む）および水産品（漁獲物および養殖品を含む）
- c) 電気代、ただし、6,600 ワット超の電力を必要とする高級住宅を除く
- d) 上水道会社によって供給される水の料金
- e) 牛・鶏・魚類の飼育・それらの養殖用の餌とその原材料
- f) 農林業・酪農業用の種子類

その他の V A T 免除

特定の国家目的の達成を支援するため、以下の課税対象物品・サービスの輸入・供給について VAT が免除される。

- a) 軍隊や警察に使用される兵器・弾薬、運搬車両や装具
- b) 法定予防接種用の小児麻痺ワクチン
- c) 教科書、宗教関係書籍
- d) 国内の商業用・漁業用船舶と部品類
- e) 国内航空会社による航空機と部品類
- f) PT Kereta Api Indonesia 社による鉄道車両と部品類
- g) 低価格の住宅と低層アパート、学生用住居
- h) PT Kereta Api Indonesia 社に対する鉄道車両の維持・修繕サービス
- i) 国内の商業船会社や国内の漁業会社が受けるサービス、船のレンタルや港湾サービス、船舶修理やドックサービスを含む
- j) 国内の商業航空会社が受けるサービス、飛行機レンタルや修理サービスを含む
- k) 低価格の住宅、低層アパート、宗教上の礼拝目的建物の建設サービス
- l) 低価格の住宅のレンタル

高級品売上税

VAT 以外に、特定の課税製造物品の供給と輸入には高級品売上税（Luxury-goods Sales Tax, LST、奢侈品税ともいう）が課税される。特定の物品には LST は一度だけ課税される、即ち、その物品の輸入時、または居住者の製造業者によって他の企業に物品を供給した時のどちらかに課税される。LST は VAT と一緒に月次で申告される。物品の輸入者または製造業者は LST を支払う責任がある。

LST の表示税率の要約は下記の通りである。要約に含まれる特定の品目は、それが常に LST が課税されることを意味するものではないことを注意する必要がある。特定の品目に LST が課税されるかどうかは、特定の物品やその他の特質、容量、サイズや価格等の要素により決定される。

特定の品目に LST が課税されるかどうか、またその LST の税率を確認するためは、関連する HS コード（Harmonized System Code）に照らして関税率表（Customs Book）を参照する必要がある。VAT と LST の法律では、LST は最高 200%まで課税可能であるが、現在、LST の税率は 10%から 125%である。

課税対象品（自動車を除く）

	%	%	%	%	%	%
グループ	10	20	30	40	50	75
家庭用品、冷蔵庫、ヒーター、テレビ受信機、乾燥機、空気清浄機	●	●				
スポーツ器具・用品	●		●		●	
エアコン、食器洗浄機、乾燥機、電子レンジ	●	●				
ビデオ録画機と再生機	●					
写真および撮影器機と関連アクセサリ	●					
高級住宅・アパートメント、コンドミニアム、タウンハウス		●				
香水		●				
船舶、カヌー等（政府、公共用を除く）			●	●		
楽器		●				
革・合成革製品				●		
絹・羊毛製のカーペット				●		
クリスタル製のテーブル、台所用品、化粧用品、オフィス用・室内用の装飾品				●		
貴金属とそのコーティング、真珠製品（それらのミックスを含む）				●		●
気球、飛行船、グライダーなどの無動力飛行機				●		
弾丸とピストルその他の武器類（政府用を除く）				●	●	
靴類				●		
家庭・オフィス用の家具・備品				●		
陶磁器				●		
石製品（縁石を除く）				●		
毛皮・羽毛製のカーペット					●	
飛行機（政府・商業用を除く）					●	
高級クルーザー（政府・公共用を除く）						●

高 級 品 売 上 税

課税対象品- 自動車

自動車の種類	駆動数	エンジン	排気量 (CC)	税率 (%)
乗用車、座席数 10 以下 ● セダン・ステーションワゴン	全種	ガソリン	1500 以下 1500 超 3000 以下 3000 超	30 40 75
	全種	ディーゼル・セミディーゼル	1500 以下 1500 超 2500 以下 2500 超	30 40 75
● セダン・ステーションワゴン以外	4x2	ガソリン	1500 以下 1500 超 2500 以下 2500 超 3000 以下 3000 超	10 20 40 75
	4x2	ディーゼル・セミディーゼル	1500 以下 1500 超 2500 以下 2500 超	10 20 75
	4x4	ガソリン	1500 以下 1500 超 3000 以下 3000 超	30 40 75
	4x4	ディーゼル・セミディーゼル	1500 以下 1500 超 2500 以下 2500	30 40 75
乗用車、座席数 10-15	全種	全種	全種	10
ダブルキャビン車	全種	全種	全種	20
特別目的の自動車 ● 全タイプのゴルフカート ● スノーモービル、ビーチ用モービル ● キャンプまたは住居用のトレーラー、キャラバン				50 60 75
二輪車			250 超 500 以下 500 以上	60 75

関 税 と 物 品 税

輸入関税は、現行の最高税率は 40% であるが輸入品の関税評価額の 0 - 150% の税率で課税される。関税評価額は、コスト、保険と運賃費用（CIF）に基づき計算される。

分類	物 品 例	税率 (%)
自動車	乗用車、商用車	5 - 40
自動車部品		0 - 10
船舶	船、ボートと浮橋	0 - 5
電機製品		0 - 12.5
靴類		5 - 25
飲料、エチルアルコールとアルコール飲料	エチルアルコール、ビール、ワイン、蒸留酒類とその他飲料	5 - 30 Rp.14,000 - 125,000/Ltr
精油と樹脂	芳香性物質	5 - 150
農産物	動物・植物性製品	0 - 25
繊維、繊維製品とアクセサリー	カバン、ハーネス、アパレルと衣類アクセサリー	5 - 15
その他	化学品、薬品類、プラスチックやゴム製品等	0 - 25

政府は貿易自由化政策の一貫として、輸入関税の引下げを段階的に実行中である。ただし、安全保障、文化・社会的な観点から、一部の保護産業・物品については引き続き高率の輸入関税が適用される。特定国からの特定輸入品に対しダンピング防止関税が適用される。

対アセアン諸国

アセアン調達品を少なくとも 40% 含み、相互原則にかなうアセアン諸国（ASEAN, Association of Southeast Asian Nations）からの輸入品について一定の軽減税率が適用される。インドネシア政府はアセアン物品貿易協定（ASEAN Trade In Goods Agreement (ATIGS)）を 2010 年 1 月 1 日より実施している。この制度あ、ほとんどの物品の輸入関税を 0% にすることで、アセアン域内の取引を活発化させることを意図したものである。

自由貿易協定（FTA）の関税率

インドネシアはまた他のアジア諸国と次の自由貿易地域協定の関税率を実施している。

- a. アセアン・中国 FTA（ACFTA）
- b. アセアン・韓国 FTA（AKFTA）
- c. アセアン・インド（AIFTA）
- d. アセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA）
- e. インドネシア・日本経済連携協定（IJEPA）

関税の減免・猶予措置

インドネシア政府は国内および輸出産業の発展を促進するため、外国・国内投資家に関税の減免と関税猶予措置を設けている。このような優遇措置は、通常、VAT や所得税のような他の税務優遇と組み合わせられている（33 ページの関連する税務優遇を参照のこと）。

関 税 と 物 品 税

輸出税

輸出税は、関税評価額の特定のパーセンテージに基づき計算されるか、もしくは特定の通貨での料率又は数量に特別に基いて計算される。関税評価額は基準価格に従って関税総局より決定される。

分類	物 品 例	税率 (%)
皮革と木材	特定の毛皮動物から作られた皮革、ベニア板、樹脂合板、プレス合板	2 - 25
ココア豆		0 -15
パームフルーツ、パーム原油 (CPO) と関連製品	フレッシュ・フルーツ・バー、CPO、パーム・カーネル原油 (CPKO)、硬化 CPO/CPKO、パーム・オイル脂肪酸 (PFAD)、バイオディーゼル、	0 - 40
鉱物精製品	金属、非金属、石	20 - 25

*) 2014 年 1 月 12 日から 2016 年 12 月 31 日まで、輸出関税が輸出収益の 20% から 60% まで半年ごとに漸進的に引き上げられる。

物品税

物品税が、社会への悪影響の可能性を勘案して配布や消費が管理される必要のある一定の物品に課せられる。現在、物品税が課せられる物品は、エチル・アルコール、アルコール飲料とタバコ製品である。物品税率は、エチル・アルコールやアルコール飲料の起源に基いて様々である (1 リットル 13,000 ルピアから 139,000 ルピア)、そして、タバコ製品はタバコ製造業者の分類に基いている (1 本または 1 グラムに対し 6 ルピアから 110,000 ルピアまで)。特にタバコ製品について、関連する製造業者のグループに適用される物品税は製造業者の総生産量に基いて計算される。関連する製造業者の定義は、所得税での一般的な関連者の定義とは異なり (7 ページ参照)、財務省規則に明記される。

税 務 優 遇 措 置

所得税優遇 ; タックスホリディー

すでに数社が、商業生産開始から 5 年から 10 年間に渡り法人税の免除又は減額の形で政府から税務優遇を認められている。法人税免除が終了した後 2 年間は法人税の 50%減額を受けられる。この税務優遇は、広範囲に関連し、付加価値と高度の外部効果を有し、新技術を導入し、国家経済に戦略的価値をもつ先端産業分野の会社に付与される。現在、5 産業分野がこの税務優遇を享受でき、それは基礎金属、石油精製と石油・ガスを原資とする基本有機化学、再生エネルギー、機械と通信産業である。

この税務便宜を得るためには、納税者はインドネシアで新規設立され（2010 年 8 月 14 以降の設立が必要）公証の新規資本投資計画が最低 1 兆ルピア（約 102 百万米ドル）、その計画済投資価値の最低 10%をインドネシアに所在する銀行に預金し、投資計画の実現前にその預金を引き出してはいけない。

タックスホリディーの申請は産業省、又は投資調整庁（BKPM）長官に提出しなければならない。財務省への承認提案は、申請者の調査を行った後で産業省又は BKPM 長官が行なう。最新の規則では、タックスホリディーの申請は 2015 年 8 月 15 日迄に財務省に提出しなければならない。

この税務優遇が認可されたら、納税者は投資計画の実現状況とインドネシアの銀行に預金している資金の使用について定期的に報告を提出する義務を負う。投資計画が実現しないか上記の定期報告が提出されなかった場合は、税務優遇が取り消されることになる。

投資インセンティブ

投資調整庁（Badan Koordinasi Penanaman Modal/ BKPM）長官の推薦に基づき財務省に代わって国税総局（DGT）より一定の指定事業分野や指定された遠隔地域に投資する株式会社（PT）には、次の税務優遇措置が与えられる。

- 投資した資産を 6 年間譲渡しないことを条件に、投資総額の 30%相当額（6 年間にわたり年 5%ずつ）迄の純利益の減額
- 税務上の加速減価償却
- 欠損金の繰越期間を 10 年間迄延長
- 非居住者への支払配当に対する源泉税を 10%に軽減（租税条約の減額か低い方）

税務優遇措置は納税者がその投資計画支出の少なくとも 80%を達成した後に初めて利用することができる。

税務優遇措置についての国税総局（財務省）の承認を取得するためには、まず投資調整庁（BKPM）長官からの推薦を投資承認の申請とともに取得しなければならない。

支店利益の再投資

恒久的施設（PE）が、インドネシアでの税引後利益を同年度又は、翌年度までに再投資した場合は、これら利益に課せられる支店のみなし配当税（Branch Profit Tax）を免除される。再投資は以下の態様でなさえる必要がある。

- 資本参加を通じて新規設立されたインドネシア会社の創業者又は創業参加者として
- 資本参加を通じて設立されたインドネシア会社の株主として、
- インドネシアでの事業活動を遂行するため PE が使用される固定資産の取得
- インドネシアでの事業活動を遂行するため PE が使用する無形資産への投資

税 務 優 遇 措 置

支店利益の再投資（続き）

新規設立された会社の株式は、会社が商業生産を開始した日から、少なくとも 2 年間は譲渡できない。設立されたインドネシアの会社への投資、固定資産の取得、もしくは無形資産への投資に関して、その投資は投資から少なくとも 3 年間は譲渡できない。

上場会社に対する減税措置

次の条件を満たす上場会社に対し 5%の法人税引き下げが認められている。

- 会社の払込済株式の最低 40%以上がインドネシア証券取引所（IDX）に上場され、保管決済機構の共同管理に入っていること
- 300 人以上の一般株主に保有され、各株主の持ち株比率は 5%以下である

上記の 2 条件が、年間を通じて少なくとも 6 カ月（183 日）間維持される
特定の年度においてこれらの条件を 1 つでも満たさない場合、その年度には優遇措置は適用されない。

税務に影響しない合併（Tax neutral-mergers）

事業合併、事業結合や事業分割での資産の譲渡は、通常、市場価格でなされなければならない。そのようなリストラから結果として生じた利益は課税対象となり、損失は所得の控除として申告することができる。

他方で、国税総局（DGT）の特別承認に基づいて、資産を帳簿価格で譲渡する形で、税務上の中立（Neutral）の合併や中立結合を行うことができる。国税総局の特別承認を取得するためには、当該の合併や結合計画は、事業目的テストに合格しなければならない。税務対策を目的とした協定は禁止され、合併される会社の税務上の損失は存続会社に引き継ぐことは許されない。

国税総局の特別承認に基づき、事業分割の場合にも、取引所への上場（IPO）計画の一部を構成する範囲で、帳簿価格で資産の移転を行うことが許される。この場合、国税総局の承認から 1 年以内に、当該会社は上場登録に関して金融サービス庁（Otoritas Jasa Keuangan /OJK）へ上場宣言をしなければならない。会社の管理しえない複雑な状況が生じた場合は、その期間を国税総局によって 4 年まで延ばすことができる。

自動車への LST 報奨制度（インセンティブ）

LST 報奨は、LST 税率が 10%、20%、30%、40%及び 125%の「グリーン」カーに適用される。LST の計算基礎額は販売価格から引き下げられ、より低率の LST が適用されるか、又は、特定の自動車には LST が免除される。

LST 税率	奨励プログラム
75%	先進的ディーゼル／ガソリンエンジン、二元的ガソリンエンジン（CNG／LGV 転換キット）、バイオ燃料エンジン、ハイブリッドエンジン、オイル燃料消費（もしくは同様のその他の燃料）の CNG／LGV 専用エンジン技術を使用する自動車で、燃費がリッター当たり 20 から 28KM

税 務 優 遇 措 置

自動車への LST 報奨制度（インセンティブ）（つづき）

LST 税率	奨励プログラム
50%	先進的ディーゼル／ガソリンエンジン、二元的ガソリンエンジン（CNG／LGV 転換キット）、バイオ燃料エンジン、ハイブリッドエンジン、オイル燃料消費（もしくは同様のその他の燃料）の CNG／LGV 専用エンジン技術を資料する自動車で燃費がリッター当たり 28KM 以上、
0%	LCGC（Low Cost Green Car）で、低カーボン排出プログラムの自動車、以下の仕様でセダン又はステーション・ワゴン以外 1、1200CC までのガソリン・エンジン車又は 2、1500CC までのディーゼル／セミディーゼル・エンジン車でオイル燃費（又はその他同様の燃料）が少なくとも 1 リッター当たり 20KM

外国借款と外国からの無償援助の政府プロジェクト

外国借款、もしくは外国無償援助により資金調達された政府プロジェクトでは、関連する事業から稼得した収益に関して特別の税務処理が受けられる。認定されるプロジェクトは、基本的にプロジェクト合意書（DIP）もしくはその他同様の書類で明記される。

元請の建設業者・、コンサルタントやサプライヤーは、外国からの無償援助もしくは外国からの借款によるプロジェクトに関して、その所得税債務は政府により負担される。この優遇措置は、二次レベルの建設業者、コンサルタントやサプライヤーには、適用されない。

上記以外に、元請の建設業者、コンサルタントとサプライヤーは、外国無償援助もしくは外国借款の政府プロジェクトに関して物品の輸入や外国からの課税サービスもしくは無形財産権の使用に関して、次の税務優遇措置も享受する。

- 輸入納付金（Import Duty）の免除
- 付加価値税（VAT）及び高級品売上税（LST）の不徴収
- 輸入品に係わる前払所得税（第 22 条）の不徴収

認定されたプロジェクトの引渡しは課税物品もしくは課税サービスである場合、元請の建設業者、コンサルタントとサプライヤーは、その付加価値税は徴収されなとはいえ、関連する税務インボイスを所定通りに発行することが要求される。

認定されたプロジェクトがその一部分が外国借款もしくは外国無償援助で資金調達されているだけの場合、税務優遇措置は外国借款もしくは外国無償援助の金額に比例配分して決定される。

税 務 優 遇 措 置

総合経済発展地区

総合経済発展地区（KAPET）で事業を行う会社は、税務優遇を享受できる。経済発展統合地区（KAPET）の指定は、特定の大統領令により規定され、現在 13 カ所の地域が KAPET として認定されている。

次のような税務優遇措置が付与される。

- 一定の取引に対する付加価値税（VAT）と高級品売上税の不徴収
- 生産活動に直接に関係する資本財とその他設備の輸入時前払税金（第 22 条）の免除
- 資本財、設備、生産工程のための物品と原材料に係わる輸入納付金（Import Duty）の延期
- 機械と特定のスペアパーツに関する 4 年間の輸入納付金の免除

保税地区（Bonded Zone）

保税地区（Kawasan Berikat / KB）は、主に輸出向けの最終製品を生産する会社のための優遇措置であり、一方で、前年の輸出実績金額と、又は他の保税地区への販売金額の 50% を限度に国内販売することができる。

この保税地区の優遇措置では、本来的に、輸入資本設備と輸入原材料に関して、輸入関税及びその他輸入税金（即ち、付加価値税（VAT）、高級品売上税（LST）、第 22 条輸入時所得税）が免除される。

この優遇措置は、以下の観点において提供される、

- さらに加工するための輸入もしくは国内購入
- 該当する保税会社によりのみ使用される事務機器の輸入
- 該当する保税会社内で、もしくは保税会社で使用される製造活動に直接関連する工場設備や機械の輸入

保税地区間、及び保税地区と下請け契約者との間の物流は、同様な税務優遇措置が適用される。その結果、付加価値税と高級品売上税は、次のような物流からは徴収する必要はない。

- さるなる加工を行うために KB 会社からその他の KB の会社への物品の出荷
- 保税地区内での KB 会社から非 KB の会社への物品と原材料の出荷、同様に非 KB 会社から KB 会社へ加工済物品の再出荷
- KB 会社からその他の KB 会社、又は保税地区内での非 KB 会社への工場設備や機械・備品の貸し出しと、下請け契約での KB 会社への同一の機械・備品の再出荷

保税倉庫（Bonded Warehouse）

保税倉庫の優遇措置は、製造業をサポートする物品に適用される。この優遇措置により、物品が実際に国内市場へ供給されるまで、輸入関税や輸入税金の支払いが猶予される。

バタム島、ビンタン島とカリムン島の自由貿易地域（FTZ）

自由貿易地域（FTZ）に入る物品と、自由貿易地域内でもしくは KPB/ kawasan Perdagangan Bebas 会社間で引渡される物品は、輸入納付金（Import Duty）と物品税が免除される。加えて、輸入税金（即ち、VAT と LST、第 22 条の所得税）が徴収されない。

税 務 優 遇 措 置

バタム島、ビンタン島とカリムン島の自由貿易地域（FTZ）（つづき）

FTZ では、以下の事務手続きの要求がある。

1. FTZの管理庁（Badan Pengusahaan Kawasan/ BPK）からの事業ライセンス
2. 輸入物品は事業ライセンスに沿ったものでなければならない
3. 税関手続き（税関監査と関税罰金を含む）はFTZにも適用される
4. 付加価値税について課税業者（Pengusaha Kena Pajak/ PKP）として登録する必要はない。

FTZ内の会社間で搬入され、引き渡しされる物品は、関税、物品税を免除され、加えて輸入税（付加価値税、高級品売上税や輸入時第22条所得税など）は徴収されない。

無形固定資産と課税サービスの取引は、VATが免除される。但し、他のインドネシアの課税地域と保税地域の会社に納入されるものを除く。

FTZ から他のインドネシア関税地域に出荷される物品については輸入納付金と輸入税金を支払わなければならない。

BKPM マスターリスト優遇措置

投資調整庁（BKPM）もまた、特定の戦略的物品に対してマスターリスト優遇措置の発行を通じて税務優遇を提供することができる。税務優遇措置として、資格条件を満たした気合が原材料に対する付加価値税、高級品売上税、輸入時第 22 条所得税と輸入関税の免除である。

輸出のための輸入納付税の免除及び還付制度

その全量が輸出される製品の製造のための輸入簡易化制度（Kemudahan Impor Tujuan Ekspor / KITE）のもとでの税務優遇は次の通りである。

輸入納付金免除（Import Duty Exemption）

この免除制度は、完成品がほとんど輸出されることを条件に、関税、付加価値税 VAT と高級品売上税 LST を支払うことなく、ほとんどの原材料を輸入することができる制度である。

輸入納付金払戻し（Import Duty Drawback）

この払戻し制度は、後日輸出された完成品に組み込まれた輸入原材料の輸入時に課された関税について、払戻し請求することを認める制度である。

土 地 ・ 建 物 （ 不 動 産 ） 税

土地・建物税（PBB / Pajak Bumi dan Bangunan）は、不動産税であり、免除されていない限り、すべての土地、または建物、もしくはその両方に課される。土地・建物税が課せられない土地・建物が記載される「ネガティブリスト（土地建物税の免除リスト）」に含まれるものは以下の通りである。

- 中央及び地方政府により統治目的で使われるもの
- 宗教、社会福祉、医療関係、教育と文化の分野で公共の福祉だけを目的として使われ、利益の稼得を目的としないもの
- 墓地や考古学的遺跡等のために使われるもの
- 保護森林、自然保護地区、観光のための森林、国立公園、村落の管理下にある牧草地、その他の国有地を構成するもの
- 大使館・領事館に使われるもの、但し相手国がインドネシアに対して同様の措置をとることを条件とする
- 財務省によって決定された特定の国際組織の事務所や駐在員事務所に使われるもの

土地・建物税は、地方税・罰則法（Pajak Daerah dan Retribusi Daerah/ PDRD）により統轄される地方税の一つであり、各地方政府は、管轄地域の土地・建物税（PBB）を規定するためにその地方政府規則（Peraturan Daerah/ PERDA）を発行している。地方政府規則の下での土地・建物税法の範囲は、別個の規則により管轄される森林・プランテーションと鉱業地域を除く、すべての土地と建物が対象となる。

土地・不動産税（PBB）は、地方政府から発行される納税義務通知書（Surat Pemberitahuan Pajak Terhutang/ SPPT）に従って毎年支払う義務がある。

納税義務者につき、「土地の権利を所有する」、「建物を所有または管理する」、「それら土地・建物から恩恵を受けている」個人または組織が、その土地・建物の区画に関する土地・建物税の納税義務者である。

地方税・罰則法（PDRD）のもとでは、土地・建物税率は最大で 0.3%で、税金金額は、不動産課税評価額（NJOP）の非課税分を減額したあとの NJOP に税率を適用して計算される。非課税分の NJOP は最低で 1,000 万ルピアである。これらの変更はすべて地方政府規則（PERDA）を発行して行う必要がある。

土地・建物の権利の譲渡税

土地・建物（L&B）の権利を譲渡する場合には、譲渡する側に土地・建物の権利譲渡にかかるみなし利益に関して所得税が発生する。この税金は「譲渡総額（税金ベース）」の 5% に設定されている。

しかしながら、不動産開発事業を営む納税者がなした簡易ハウスと簡易アパートメントの譲渡に関しては、税率は 1% である。この税金は譲渡人に土地・建物の権利を移転するまでに支払われなければならない。支払われる税金は全て最終税金となる。

一般に「税金ベース」の金額は、関連する土地・建物譲渡の公正証書に記載される譲渡金額か、政府の公定土地価額（「NJOP」）のどちらか高い方に特定される。また、政府への譲渡ではこの譲渡総額は、関連する政府官によって公式査定された金額である。政府主催のオークションの場合、この譲渡総額はオークションに関連する公正証書に記載された金額である。

土 地 ・ 建 物 （ 不 動 産 ） 税

土地・建物の権利の譲渡税（つづき）

公証人は、この5%の税金が全部支払われるまでは、権利移転証書に公証署名をすることを禁じられている。

土地・建物の権利の取得税

土地建物の権利の移転があると、基本的にその権利を受けたか又は取得した側に、不動産取得税（BPHTB / Bea Pengalihan Hak atas Tanah dan Bangunan）が発生する。不動産取得税もまた、地方政府（PDRD）規則に統括される地方税の一つである。課税対象となる土地建物の権利の移転には、売買取引、下取り取引、贈与、相続、会社への寄付、権利の分割、入札での買い手指名、法律の強制力に基づく判決の執行、事業合併、事業結合、事業拡張、賞品授与が含まれる。

不動産取得税（BPHTB）は、課税対象取得価額（Nilai Perolehan Objek Pajak / NPOP）に基づき、NPOP は、ほとんどの場合、実際の市場取引価額、もしくは対象となる土地建物の不動産課税評価額（NJOP）のどちらか高い価額である。特定の取引での税額は、その対象となる NPOP から課税免除価額を差引いた金額に、税率（5%）を適用して決定される。課税免除価額は 6,000 万ルピア以下の範囲で各地方政府により決定され、また、土地建物を相続によって取得した場合の免税価額は 3 億ルピア以下の範囲で各地方政府によって決定される。政府は、政府規定にて免除価額を変更できる。

不動産取得税（BPHTB）は、基本的に公証人の前で関連する土地建物移転証書に署名した日が納税期日となる。但し、事業合併・結合・拡張の場合は、事業合併・結合・拡張の契約書の署名日が納税期日となり、入札の場合は、権限者による入札報告書の署名日が納税期日となる。

公証人は、不動産取得税（BPHTB）が支払われるまでは、権利移転証書に公証署名をすることを禁じられている。

印 紙 税

インドネシアにおける印紙税は、書類の種類等に応じて、6,000 もしくは 3,000 ルピアと少額である。

印紙税の対象となる書類には次のようなものがある。

- a. 同意書、その他の書状（委任状、贈呈書、証書など）、事実・行為・条件の証拠／証明となる書類
- b. 公証証書とそのコピー
- c. 土地権利登記役人（PPAT/ Pejabat Pembuat Akta Tanah）によって作成された土地の権利証書とそのコピー
- d. 金額が記載してある以下のような書類
 - 金銭領収書
 - 銀行の預金証明書
 - 銀行口座の残高証明書
 - ローンの部分的・全額返済に関する領収書、通知書など
 - 様々な重要書類、例えば手形、支払約定書、受取書など
 - すべての有価証券類
 - 小切手
- e. 裁判所において証拠として利用される書類
 - 通常の手紙または内部書類
 - 本来の使用目的では印紙税免除である書類であっても、その本来の目的を離れて他の目的のためあるいは他の関係者に使用されるもの

上記、a.b.c.と e.は 6,000 ルピア、d.は記載されている金額が 1,000,000 ルピアを超える場合は 6,000 ルピア、金額が 250,000 ルピア以上 1,000,000 ルピア以下の場合は、3,000 ルピアの印紙税の対象となる。金額記載が 250,000 ルピア未満の場合は印紙税の対象とならない。小切手については記載金額に関係なく一律 3,000 ルピアの印紙税の対象となる。

納 税 と 税 務 申 告

特定の期間や年の税務債務は、基本的に、指定された納税受付銀行（Bank Persepsi）を通じて国庫へ納税され、その後、納税申告書を税務署に提出して納税明細が説明される。納税者は、特定の税金につき、月次、年次、あるいは月次と年次の両方で、納税し税務申告書を提出しなければならない（課題となる税金の種類による）。納税と申告書の提出はまたインターネットを通じて（電子納税、電子申告）行うこともできる。

これらの税務申告義務の要約は以下の通りである、

月次税務申告の義務

税金の種類	納税期限	申告書提出期限
1、第 21／26 条所得税（従業員所得税）	翌月 10 日	翌月 20 日
2、第 23／26 条所得税（源泉所得税）	翌月 10 日	翌月 20 日
3、第 25 条所得税（法人税月次前払）	翌月 15 日	翌月 20 日
4、第 22 条所得税（輸入時前払税）	翌月 10 日	翌月 20 日
5、第 4 条 2 項所得税（源泉所得税）	翌月 10 日	翌月 20 日
6、VAT と LST－ 一般課税企業	申告書提出前	翌月末日
7、VAT と LST－ VAT 徴収役	申告書提出前	翌月末日

年次税務申告の義務

税金の種類	納税期限	申告書提出期限
1、法人税	事業年度末から 4 カ月目、 但し申告書提出前	事業年度末から 4 カ月目の末日
2、個人所得税	暦年末から 3 カ月目、 但し申告書提出前	暦年末から 3 カ月目の末日
3、土地建物税（PBB）	税務署からの税額通知書 （SPPT）受領日から 6 カ月	N/A

上記の税金の支払遅延には、月利 2%（最高 48%）での遅延利息が課せられる。1 カ月以内（例えば、1 日）の遅れは遅延利息計算上、1 カ月の遅れとしてみなされ月利 2%が課される。

また申告書の提出遅延や不履行には以下の金額の罰金が課される。

申告書の種類	罰金（ルピア）
1、月次 VAT 申告書	500,000
2、その他の月次申告書	100,000
3、年次個人所得税申告書	100,000
4、年次法人税申告書	1,000,000

納 税 と 税 務 申 告

年次申告書の提出期限の延長

年次所得税申告書に関して、納税者は法定の期限に加え年次申告書の提出期間を、最長 2 カ月迄延長することが許される。延長のためには法定の期日前に、法人税の仮計算書を添付して国税総局（DGT）に書面にて通知をしなければならない。法人税課税がある場合は、仮計算書をベースに延長通知の前に税金を納税しなければならない。最終確定税金計算に基づく税金額が、この仮計算額よりも多かった場合は、過少差額に対して過少分が支払われるまでの期間につき月利 2%の遅延利息が課される。

警告書と税金査定書

法定の期限までに特定の税務申告書が提出されなかった場合、国税総局（DGT）は当該納税者に警告書を発行することができる。警告書は、基本的に、納税者に警告書の日付から 30 日以内に税務申告書を提出することを要求する。この警告書が無視された場合には、国税総局はさらに公式な税金査定書を、査定額の 50%の罰金をつけて発行することができる。

申告書提出の集中化

通常、法人税と個人所得税を除き、税金は基本的に非集中化ベースで申告書が提出される。つまり、国内に広く事業単位（支店）をもつ会社は、その支店が登録されている管轄の地方税務署に納税し申告書を提出しなければならない。しかしながら、特定の指定された税務署（PMA（外資企業）管轄税務署、上場企業管轄税務署、国営企業管轄税務署と MTO（中規模納税者）管轄税務署）に登録される企業は、VAT 申告を指定された税務署に集中化することが要求される（集中化につき 22 ページを参照のこと）

電子申告

一般に、税務申告書の主要フォームは、特定の納税者を除き電子申告（e-tax returns）にて作成されなければならない。電子申告は、国税総局に、伝統的な様式（紙の書面）と管轄税務署へ税務申告書のソフトファイルを提出するか、国税総局のウェブサイトを通じて電子申告を提出するか（個人の場合）、又はアプリケーションサービス・プロバイダ一使って提出する（e-filing）ことができる。

会 計 帳 簿

会計帳簿

一般に、税務目的では会社の会計帳簿は、税法が別途規定していない限り、一般に公正妥当と認められる会計基準（会計原則）に従って作成保持されなければならない。通常、会計帳簿は、ルピア建てで記帳され、インドネシア語で作成されてインドネシア国内に保管されなければならない。

英語・米ドル建て記帳

国税総局（DGT）の特別承認をとって、外資企業（PMA / Penanaman Modal Asing）、外国会社の恒久的施設（PE）、その他の外国企業の子会社、海外で上場している納税者、インドネシアの会計基準書／会計原則（SAK, Standar Akuntansi Keuangan）に従って機能通貨が米ドルで財務諸表を表示する納税者は、会計帳簿を米ドル建てで行い、英語で作成することができる。集合投資契約（KIK, collective investment contract）は、米ドル建ての投資ファンドを発行するかぎり米ドル建て会計を採用する資格が与えられる。

国税総局の承認のための申請は、米ドル建て会計年度開始の 3 カ月以上前に国税総局に提出しなければならない。（訳注、新規設立会社の場合は、会社設立書の署名日から 3 カ月以内に同様な申請を行い、承認を取得すれば初年度からドル建て記帳ができる。）国税総局は 1 カ月以内に申請を決定する義務があり、1 カ月以内に決定がなされない場合には自動的に承認されたとみなされる。

政府との生産分与（PSC, Production Sharing Contract）契約や作業契約（CoW, Contract of Work）で管理される企業は、国税総局への書面で通知するだけで、米ドル建て会計と英語記帳を採用することができる。この書面通知は、米ドル建て会計年度開始の 1 カ月以上前に国税総局に提出されなければならない。

会社はまた、英語で記帳しながら、ルピア建て会計を行うこともできる。その場合は、会社は英語記帳を採用する会計年度開始から 3 カ月以内に国税総局に書面で通知するのみでよい。

英語以外の外国言語の使用と米ドル以外の外国通貨での記帳は認められない。使用される通貨と言語にかかわらず、会社は基本的にルピア通貨で税務債務を支払い、（但し、PSC 会社を除く）、税務申告書はインドネシア語で提出しなければならない。法人税に関して、関連する項目は、年次法人税申告書にてドルとルピアを併記して表示される。

米ドル会計を採用する承認を取得した会社は、国税総局の特別承認に基づきルピア会計に戻ることができる。但し、一旦そのような承認が付与された場合、会社は米ドル会計を取り消してから 5 年間は米ドル建て会計採用の承認を再申請することはできない。

税 務 調 査 と 税 務 査 定 書

インドネシアの税制は「自己申告」制度をとっており、納税者は自ら現行の税法と税務規則に従って自己の税金を計算し、支払い、報告することを任されている。しかしながら、税務当局は、その後に、税法規則に従ってこの自己申告が適切になされているかを確かめるため、税務調査（Tax Audit）や税務検証（Verification）を行い、その税務調査や税務検証の結果に従い、税務査定書（Tax Assessment）を発行することができる。

税務調査

会社の税務調査は、特定の税務期間（税務月）もしくは税務年度について、特定の税金だけカバーするか、もしくは全ての税金をカバーして行われる。税務調査は、会社の現場、税務署内、もしくはその両方で実施される。

税務調査の引き金

税金還付請求は、つねに税務調査の引き金となる。国税総局は還付請求について 12 カ月以内に決定を下すことを要求されるため、それに応える税務調査は基本的に、還付請求日から数週間、遅くとも数ヶ月以内に開始される。法人税の還付請求の場合は、通常、全ての税金に対する完全な税務調査が入る。その他の税金の還付請求は、通常、一種類の特定の税金に対する税務調査が入る。国税総局は税務調査の範囲をその他の税金を含めて広げようとしているようである。

以下のような状況も税務調査の引き金となることがある。

- 税務申告書が過払ポジションの場合（必ずしも還付請求を伴う必要はない）
- 年次法人税申告書が税務損失を計上している場合
- 会計年度や記帳方法が変更された場合、又は固定資産の再評価がなされた場合
- 税務申告書が規定の期間内に提出されなかった場合、又警告書に記載される期日を過ぎて申告書が提出された場合、リスク分析の基づき税務調査の対象に選ばれる。
- 税務申告書が国税総局の特定の分類（開示されてない）にかなう場合（訳注；例えば、企業合併などの組織再編成や事業年度の変更など）

1 カ月ルール

税務調査の対象となる納税者は税務調査官から要求された書類と情報を、要請日から 1 カ月以内に提供することが要求される。納税者に関係会社との取引がある場合には、これらには移転価格書類が含まれる場合もある。1 カ月以内に書類と情報を提出できなかった場合は、国税総局（税務調査官）の裁量ベースで税務債務が決定されることがある。その書類と情報が 1 カ月以内に提出されない場合には、納税者は査定された税金額を後日論争するためにその書類と情報を使うことができない。

最終検討会議（クロージング・コンファレンス）

税務調査の最終段階では、税務調査官から税務調査中の納税者に、税務調査官の提示する税務更正を含む税務調査の発覚事項が書面（SPHP）で通知される。税務調査の発覚事項について合意できない場合、納税者は、税務調査官との税務調査の発覚事項についての最終検討会議（closing conference）に出席する前、通知書の日付から 7－10 営業日以内にその通知に対して書面で反論を回答しなければならない。

税 務 調 査 と 税 務 査 定 書

最終検討会議（クロージング・コンファレンス）（つづき）

特定の月次や年次の特定の税金に対して税務査定書が一旦発行されても、特定の期限内（対象となる税務年度により5年もしくは10年）に、税務申告書と／もしくは税務調査の中で適切に開示されなかった新しい資料や一定の情報が見つかった範囲内で、さらに「追加税務査定書（SKPKBT）」が発行されることもある。追加支払不足税務査定書（AUTAL）は、基本的に、要納税額に100%の罰金が追加される。しかしながら、納税者が、国税総局が税務調査を行いSKPKBTを発行する、前に納税者の自発的な開示にもつづきSKPKBTが発行される場合はこの追加追徴を避けることができるかもしれない。

特定の期限内（上記）に税務査定書が発行されない場合には、税務申告書で報告された納税額は確定とみなされる。それにもかかわらず、裁判の判決によって納税者が犯罪を犯したと認められる場合は、特定の期限の後であっても追徴税務査定書（SKPKB）や追加追徴税務査定書（SKPKBT）が発行される場合がある。そのような状況の下で発行される追徴税務査定書や追加追徴税務査定書には、追徴額に48%の遅延利息（月利2%の24カ月分）が課される。

最終検討会議で、納税者は、税務調査指摘事項に関する納税者の意見を再主張し、関連する証拠書類を表明することができる。税務調査での発覚事項の議論の中で依然として論争がある場合には、納税者は、地方税務局の品質保証チーム（QAT）との検討を要求することができる。この検討は品質保証チームの作成する覚書に記録される。

税務調査官は、税務調査発覚事項の通知への納税者の回答や、品質保証チームとの検討の結果や最終検討会議での議論を考慮し、提示された税務更正を変更する場合もある。

最終検討会議の結果はその後、「最終検討会議書類」に要約され、納税者は、そこに提示された税務更正の各々の項目について、「合意する」か「合意しない」旨を記述する。その書類にはまた、納税者の議論のどの部分が税務調査官に受理されたか、それに従ってどの特定の税務更正が取消または減額となったかも記載される。最終検討会議の終了時に、税務調査官と納税者は最終検討会議書類に署名しなければならない。

最終検討会議は、当初の招聘状の日付から最長3週間で完了されなければならない。最終検討会議の書類上で合意した税務更正項目は、その書類に基づき発行された税務査定書に関して、納税者が支払わなければならない最小限の金額の基礎となる。

税務調査の結了

税務調査の法律上の最終書面は、主に、税務査定書（SKP, Tax Assessment Letters）と税務追徴書（STP, Tax Collection Letters）からなり、これらは最終検討会議書類に基づかなければならない。税務追徴書は基本的に、罰金を徴収する法律上の手段ともなる。その他の状況下で、税務追徴書はまた、国税総局が当期中に特定の税務期間の要納税額とそれに遅延利息を課して徴収するために使われる。

税 務 調 査 と 税 務 査 定 書

検証手続 (Verification)

検証手続は、国税総局の保有するか、入手した以下の「その他情報」を基に実施される。

- VAT インボイスの説明結果／確認
- 源泉徴収票
- 税務申告書を期限通りに提出していないか、書面での催促状を受領しても未だ警告状に記載される特定の期限までに税務申告書を提出していない納税者に関する税務データ
- 納税者の義務を計算するために使用することができる取引証拠や納税データ

国税総局は、検証手続の結果として納税者に税務更生査定書を発行できる。しかし、最終検討会議はそのような税務更生査定書の発行前に実施されなければならない。

税務査定書

1 つの税務査定書は、1 つの特定の税務期間又は年度に対し、1 つの特定の税金毎に発行され、基本的に次の項目を含んでいる。

- 要納税額
- その税金控除（訳注、前払税金など）
- 要納税額と税金控除との間の正味残高（過払、差引ゼロ、または支払不足）と
- 行政罰金（遅延利息や加重金）

税務査定書の種類

税務査定書には、要納税額と税金控除との正味残高に関連して、次の 3 種類がある。

- 過払税務査定書（SKPLB）、要納税額が税金控除額を下回る場合
- 支払不足税務査定書（SKPKB）、要納税額が税金控除額を上回る場合
- ゼロ税務査定書（SKPN）、要納税額が税金控除額と同額の場合

上記の支払不足税務査定書（SKPKB）が発行される場合は、基本的に以下の行政罰金が含まれてくる。

- 月次 2%の遅延利息、但し最大 24 カ月まで
- 所得税債務では 50%追加
- 源泉税では 100%追加
- VAT と LST 債務では 100%追加

どの罰金が課されるかは、納税者が犯した間違いの種類で決まる。罰金の金額は基本的に、支払不足額に料率を掛けて決定される。

税務調査もしくは検証手続に基づく税務査定書の発行とは別に、国税総局はまた、特定の期間内に税務申告書を提出すべき警告書が無視した納税者や会計基準に従って会計帳簿を作成保持していない納税者に、職権で税務査定書を発行することができる。

税 務 調 査 と 税 務 査 定 書

税務査定書の支払

税務査定書に基づく追徴納税額は当該税務査定書の発行日から 1 カ月以内に支払われなければならない。納税者が追徴納税額を支払わず、異議申立てに進まない場合は、追徴納税額は、物品の差押令状を使って回収される。

税務時効

現行の国税総則法では、国税総局（DGT）は、2008 年以降の年度について、税務債務の発生時、税務期間（月）もしくは課税年度（その一部）の終了時から、5 年以内に、支払不足税務査定書を発行できる。

特定の月次や年次の特定の税金に対して税務査定書が一旦発行されても、特定の期限内（対象となる税務年度により 5 年もしくは 10 年）に、税務申告書と／もしくは税務調査の中で適切に開示されなかった新しい資料や一定の情報が見つかった範囲内で、さらに「追加支払不足税務査定書（SKPKBT / Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar Tambahan）」が発行されることもある。追加支払不足税務査定書は、基本的に、要納税額に 100%の罰金が追加される。しかしながら、納税者が、国税総局が税務調査を行い SKPKBT を発行する、前に納税者の自発的な開示にもとづき SKPKBT が発行される場合はこの追加追徴を避けることができるかもしれない。

特定の期限内（上記）に税務査定書が発行されない場合には、税務申告書で報告された納税額は確定とみなされる。それにもかかわらず、裁判の判決によって納税者が犯罪を犯したと認められる場合は、特定の期限の後であっても追徴税務査定書（SKPKB）や追加追徴税務査定書（SKPKBT）が発行される場合がある。そのような状況の下で発行される追徴税務査定書や追加追徴税務査定書には、追徴額に 48%の遅延利息（月利 2%の 24 カ月分）が課される。

差 押 令 状 と 税 金 徴 収

法律上の税務更正書が所定の期日迄に支払われなかった場合、国税総局（DGT）は法律により納税者に差押令状（Distress Warrant）を発行することが許される。この手段となる証書には以下の書類が含まれる。

- 税金追徴書（STP）
- 支払不足税金査定書（SKPKB）
- 追加の支払不足税務査定書（SKPKBT）
- 税務異議申立決定書（納税者に追加納税を要求するもの）
- 税務裁判決定（判決）（納税者に追加納税を要求するもの）
- 訂正決定書（Revision Decision Letters）（納税者に追加納税を要求するもの）

これらに関連する納税者は、税金追徴証書に記載される税金支払不足を、証書の日付から 1 カ月以内に支払うことが要求される。支払遅れには月利 2 %の遅延利息が課せられる。

現行の国税通則法の下では、特定の税務査定書に関して異議申立、もしくは次の段階の控訴に進んだ場合は、納税者は税務調査／検討手続きの最終検討会議で合意した金額だけを最低限、支払う義務がある。

最終検討会議の中で合意しなかった税務査定書の残りの部分は、異議申立での国税総局が納税者にその却下の決定を下した後か、もしくは控訴での税務裁判で納税者が敗訴した後にのみ支払い義務がでてくる。

税金支払不足が猶予期間内に支払われない場合、国税総局（DGT）は、「差押え（Distress Warrant）」の実行手順として、以下の手続きをとることができる。

- a. 税金支払不足（追徴税金）が期限後の 7 日以内に支払われない場合、「警告書（Warning Letter, Surat Teguran）」が発行される。
- b. 追徴税金が警告書の日付から 21 日以内に支払われない場合は、差押令状（Distress Warrant, Surat Paksa）が発行される。
- c. 追徴税金がその差押令状の発行から 48 時間以内に支払われない場合は、押収命令（Confiscation Order, Surat Sita）が発行される。
- d. 追徴税金が押収命令の発行から 14 日以内に支払われない場合は、差押資産に関して、入札告知が公示される。
- e. 追徴税金が入札告知から 14 日以内に支払われない場合は、公開入札が執行される。

税 務 論 争 と そ の 解 決

納税者と国税総局（DGT）との間の税務論争は、一般的に、納税者が納得できない税金査定書や税金追徴書が DGT から発行されたことにより起こる。

税金追徴査定書、追加追徴査定書と税金追徴書は、法律上の税金徴収証書を構成し、これらに基づき、納税者が期日までに追徴税金を支払わなかった場合、国税総局（DGT）は差押令状を発行することができる。国税総局が差押令状を執行する方法に関連して、当事者間で、さらに税務論争が持ち上げるかもしれない（訳注、銀行口座が凍結された場合とか）。これとは別に、一方の納税者が他方の納税者への支払金額から税金を源泉しすぎているといった理由で、両者の納税者間でも税務論争が起こる可能性もある。

そのような税務論争を解決するために利用される方法は、以下の通りである。

異議申立（Objections）

税金査定書に不服がある場合、納税者は、その発行日から 3 カ月以内に、国税総局（DGT）に対して異議申立（Keberatan）をすることができる。異議申立書には、納税者の計算に従った要納税額を記載し DGT の税金査定書に同意しない理由を記述しなければならない。

国税総局は、異議申立を受領した日から 12 カ月以内に決定を下す義務があり、12 カ月以内に決定が下されなかった場合、納税者側の申立が自動的に国税総局によって認められたものとみなされる。

異議申立が国税総局により却下された場合に、未払税金には 50%の追加課徴金が課される。しかしながら、未払税金と追加課徴金は、納税者が異議申立の決定に対して税務裁判所に控訴した場合は支払う必要はない。

第三者に徴収された源泉税に関する異議申立も、納税者から国税総局（DGT）に対して提出される。異議申立の提出期限や DGT がそれに関して決定する期限は、このタイプの異議申立でも同じである。

控訴（Appeals）

納税者が国税総局（DGT）の異議申立の審査決定の全部もしくはその一部を受諾しない場合、納税者は DGT の異議申立の審査決定の受領日から 3 カ月以内に税務裁判所に控訴（Banding）できる。DGT の異議申立の審査決定で要納税額の支払が要求される場合は、控訴を提出する前に少なくともその要納税額の 50%を支払わなければならない。一方、現行の国税総則法によれば、納税者は税務調査の最終検討会議で合意した金額だけを払うことが要求されているだけである。これは税法と裁判法との間でのミスマッチ（ずれ）を生じさせているが、現在、税務裁判所は、一般的に国税総則法に従っている。

税務裁判所は、基本的に 12 カ月以内に訴えに対し判決を下さなければならない。税務裁判所の判決で言い渡された支払不足税金額は 100%の課徴金が課される。

税 務 論 争 と そ の 解 決

税務論争の解決のためのその他の方法

納税者の要求に従って、もしくはその公的な立場から国税総局（DGT）は税金査定書、税金追徴書もしくはそれらの書状に基づき発行された派生的決定書を修正もしくは取り消すことが許されている。派生的決定書には、以下のものが含まれる。

- 異議申立の審査決定書
- 罰金の減額もしくは取消決定書
- 税金査定書の減額もしくは取消決定書
- 過払い税金の早期還付決定書

特定の税金査定書に関して国税総局（DGT）との論争を解決するため、異議申立の申請他に納税者から「修正要求」（Correction Request）を行う手段がある。この方策はまた、事実上どんな国税総局の決定から生じるその他の税務論争にも適用できる。

国税総局は、その提出日の 6 カ月以内に「修正要求」に対する決定を発行しなければならない。修正要求が 6 カ月以内に国税総局から発行されない場合は、修正要求は国税総局によって認められたものと自動的にみなされる。

「修正要求」に対する国税総局の決定を（全部）受け入れない納税者は、国税総局の決定を受領した日から 30 日以内に税務裁判所に訴える（Lawsuit／Gugatan）ことができる。差押令状の執行に関して、国税総局に対する訴えを税務裁判所に起こすこともできこの場合の訴えは執行日から 14 日以内に提出されなければならない。

税務裁判所は、6 カ月以内に訴えについて判決を下さなければならない。

最高裁判所への司法審査の要求

税務裁判所の判決は、完全な法的執行力を生む最終判決とみなされるが、税務論争の当事者は、以下の事実が発覚した場合に限り、その時点から 3 カ月以内に、税務裁判所の判決に関して最高裁判所に司法審査要請（Judicial Review Request, Peninjauan Kembali/PK）を行うことができる。

1. 税務裁判所の判決が、原告または被告側からの虚証、詐欺、偽造の証拠に基づいたものであった場合
2. 税務裁判所での控訴中に発見されていれば、その判決を左右したかもしれない重要な新事実を証明する書類が見つかった場合
3. 証言の重要な部分が理由もなく無視された場合
4. 要求されなかったものが認められた場合
5. 税務裁判所の判決が明らかに現行税法規定に準じていない場合

司法審査養成は猶予期間内に最高裁に提出されなければならない。上記 1,2 の条件に合致するものはその状況が確認された時点から 3 カ月以内、3,4 と 5 の条件に合致する場合は、判決の時点から 3 カ月以内に最高裁判所に提出しなければならない。

連 絡 先

当事務所の税務部門は、あらゆる税金問題に関してのアドバイスとご支援を提供し、効率的かつ迅速に、貴社の公約（コミットメント）に確実に応えます。

税務に関するご質問は、以下の各税務分野担当の専門職員、またはジャパンビジネス・デスクにお問い合わせください。この日本語版の税務ポケットブックについてのお問い合わせはジャパンビジネス・デスクの本多、割石、菅原、北野、瀬戸、小林までご連絡ください。

税務全般 General Inquiries	Ay-Tjhing Phan Runi Tusita
国際税務 International Tax	Ay-Tjhing Phan Brian Arnold Gadis Nurhidayah
税務論争解決 Dispute Resolution	Engeline Siagian Ay-Tjhing Phan Ali Widodo Anton Manik Suyanti Halim Adi Poernomo Mardianto Parluhutan Simbolon Sutrisno Ali
外国人駐在員所得税 International Assignment Service (IAS)	Engeline Siagian Paul Raman Hisni Jesica Ariel Rahardjo Trinyotin
投資 Inward Investment	Laksmi Djuwita Adi Pratikto Shanty Irawati
買収合併 Mergers & Acquisitions	Andrias Hendrik Felix MacDonogh Yuliana Kurniadjaja Alexander Lukito
給与計算サービス Payroll Services	Laksmi Djuwita Djumanto
移転価格 Transfer pricing	Ay-Tjhing Phan Peter Hohtoulas Ryuji Sugawara 菅原竜二 ryuji.sugawara@ld.pwc.com Deny Unardi Ryosuke Seto 瀬戸亮介 ryosuke.r.seto@ld.pwc.com Abraham Siahaan Kianwei Chong Amit Sharma Satria Nanda
付加価値税と関税 Indirect Taxes (VAT) Customs	Abdullah Azis Laksmi Djuwita Enna Budiman Irvan Adi

工業・商業製品・通信 Consumer and Industrial Product, Telecommunications and Communications	Ay-Tjhing Phan Engeline Siagian Ali Widodo Anton Manik Hendra Lie Brian Arnold Abdullah Azis Andrias Hendrik Yessy Anggraini Yunita Wahadaniah Antony Tamren Hanna Nggelan Oki Octabiyanto Sujadi Lee Kexin Lim Harry Wijayanto Susetiyo Putranto
石油・ガス・電力 Energy (Hydrocarbons and Renewables), Utilities and Mining	Tim Watson Anthony J Anderson Antonius Sanyojaya Suyanti Halim Alexander Lukito Gadis Nurhidayah Tjen She Siung Elsa Tirta Raemon Utama Felix MacDonogh Makung Heryassin Rita Susanto Verita
金融・保険商品 Financial Services and Insurance	Margie Margaret Ivan Budiarnawan Yuliana Kurniadjaja Khairul Feriyanto
中国ビジネスデスク	Toto Harsono Kexin Lim Yi Tai Tsai Ding Tian
韓国ビジネスデスク	Lok Budianto Taehun Jung Seung Su Nam
日本ビジネス・デスク	Mamoru Honda 本多守 mamoru.x.honda@id.pwc.com Shunsuke Wariishi 割石俊介 shunsuke.wariishi@id.pwc.com Kazuyuki Kitano 北野和行 kitano.kazuyuki@id.pwc.com Kobayashi Yuki 小林祐樹 yuki.y.kobayashi@id.pwc.com

PT プリマ・ワハナ・チャラカ

Plaza 89 Jl H R Rasuna Said Kav. X – 7. No.6 Jakarta 12920, Indonesia

TEL : 021 - 5212901 FAX : 021 - 52905555, 52905050

英文のホームページ : www.pwc.co/id

PT Prima Wahana Caraka
(a member firm of PwC network)

Plaza 89
Jl. H.R. Rasuna Said Kav. X-7 No.6
Jakarta 12940 - INDONESIA
P.O. Box 2473 JKP 10001
Telp: +62 21 5212901
Fax: +62 21 5290 5555/5290 5050

www.pwc.com/id

Cover photo by Indra Kantawibawa

PwC Indonesia is comprised of KAP Tanudiredja, Wibisana, Rintis & Rekan, PT Prima Wahana Caraka, PT PricewaterhouseCoopers Indonesia Advisory and PT PricewaterhouseCoopers Consulting Indonesia each of which is a separate legal entity and all of which together constitute the Indonesian member firm of the PwC global network, which is collectively referred to as PwC Indonesia.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.